



しまね ミュージアム協議会 共同研究紀要

第3号

Shimane Museum Association

しまねミュージアム協議会

目 次

松江、木工・漆工芸史の一側面 一二代小林幸八の仕事Ⅱ	田中和美・藤間 寛・三宅博士	1
しまねミュージアム協議会規約		32
平成24年度加盟館一覧		33
しまねミュージアム協議会共同研究紀要投稿規定		34

松江、木工・漆工芸史の一側面

—二代小林幸八の仕事Ⅱ—

研究代表者

田 中 和 美

(松江市八雲郷土文化保存伝習施設)

共同研究者

藤 間 寛

(島根県立美術館)

三 宅 博 士

(松江市立出雲玉作資料館)

はじめに

P. 2

作品の概要

P. 2

作品の構造と観察

P. 2

まとめにかえて

P. 25

はじめに

前回、『しまねミュージアム協議会共同研究紀要』第2号では、松江市八雲郷土文化保存伝習施設で保管されてきた木地師安達真市（二代小林幸八）に関する資料（松江市指定文化財）について、その概要を述べた。そこでは「資料収集の経緯」「資料の概要」、さらに「初代幸八と安達真市の略年譜」、そして彼が遺した道具類や若干の作品について紹介を行なった。略年譜については、作品を世に出すまでの、いわば修行時代の足取りを追ってみたが、その正確な実態の把握と云うところまでには至らなかった。

また、彼が師事した初代幸八の作品もあわせて紹介し、彼らが得意とした二重貼棗の構造について島根県立古代出雲歴史博物館の協力を得て明らかにした。さらに各作品にみられる刻印や署名についてもふれ、島根県立美術館や手銭記念館所蔵の棗や茶入を調査し併せて紹介した。

前回の執筆の狙いは、初代幸八と安達の作品について明確に両者間の識別が可能か否かという点にあった。そこで注意されるのが手銭記念館所蔵の棗であった。これは木地に秋草蒔絵を施し、底部裏面に幸八の作を示す瓢箪形の枠に「幸」の文字を伴う刻印が、また外箱の蓋裏面には、四代小島漆壺斎の署名と落款が認められた。したがってこの棗は、四代漆壺斎及び初代幸八晩年の作と解され、来歴からしても極めて信頼がおける基準作例といえるものであった。一方、八雲郷土文化保存伝習施設に保管されている制作途中の作品等に刻印が施されているものが散見された。それらが手銭記念館所蔵の棗にある刻印に酷似することから、八雲郷土文化保存伝習施設所蔵のものの中には初代幸八の没後、安達が引き取った初代の遺品が混在している可能性を述べた。

いずれにしろ、初代幸八と安達との作品にそれぞれの特徴を見出すことができるならば、この方面的研究の進展に寄与することになると考えられた。

しかし前回の調査では、その点を明確にすることはできなかった。それは、調査が限られた作品、数点の実見にすぎず、作品群の実態を把握するに至っていないことに起因することは云うまでもないことであった。

そこで平成24年に八雲郷土文化保存伝習施設で計画されていた地元所蔵者の協力による「二代小林幸八作品展」に調査の機会を託した。

ところで八雲郷土文化保存伝習施設では昭和63年10月に「特別展 二代小林幸八展」が開催されているが、残念ながらその際の記録は不充分であった。

そのような状況下、今回の「二代小林幸八作品展」は絶

好の調査機会であった。展示は、前期6月8日～6月24日、後期10月12日～10月25日の2回に分け開催され、地元はもとより、近隣から多くの来館者があり、安達の没後久しいにも関わらず、その仕事や作品に対する感心の高さがうかがわれた。

今回の調査は、渡部良和（木工家）の協力を得て、田中・三宅が実測・撮影を行い、樹種については、渡部と三宅が肉眼での観察を基に、検討の上意見の一致した樹種を明記した。この他、不明な樹種については、所蔵者の伝える樹種を明記した。

作品の概要

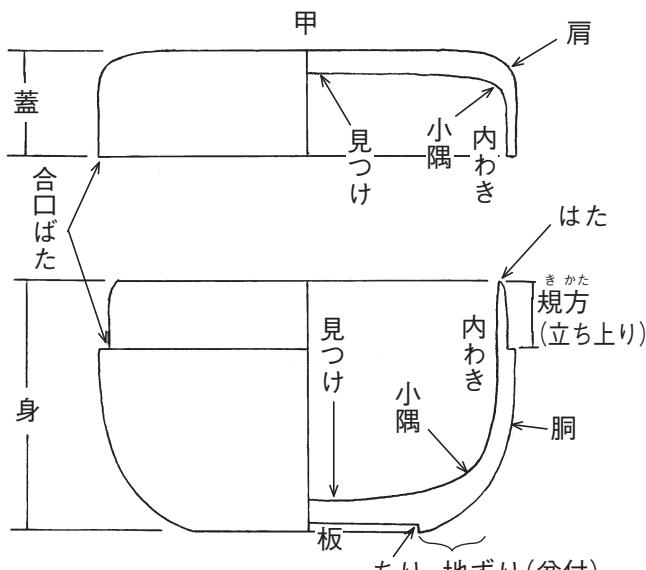
今回ここに紹介する作品群は、八雲郷土文化保存伝習施設主催で開催された折の出展作品と、それ以外に安達等の作品として収録しておくべきと判断し、所蔵者の承諾が得られたものである。その内訳は棗11点・喰籠2点・挽家1点・香合2点・茶托6点・銘々皿2点・菓子器2点・金平糖入1点・筆立1点・肩揉1点・線香筒1点・煙管筒1点・煙草入1点・茶布筒1点・茶筅筒1点・蓋置2点・飯櫃1点・火鉢1点・盆11点の19件、総点数50点である。調査の過程で初代幸八の作品や二代幸八こと安達が使用したとされる刻印にも出会う事ができ、所有者の許可のもと併せて紹介することにした。

作品の構造と観察

作品は、棗がかなりの数を占めており、安達の棗の製作時による工夫など細かい説明には部位の名称が必要と考え、棗の部位名称（『茶入・棗・茶杓』小田栄一・中村弘子・池田瓢阿著 主婦の友社・昭和62年を参考に一部改変）を付した。したがって、棗、茶入れについての紹介は、この部位名称によって行うこととする。

以下、安達の作品の構造と観察の概要を記す。

挿図番号の（ ）内の数字は作品の通し番号と一致させ、実測図の縮尺率は右端に示した。



第1図 梗部位名称

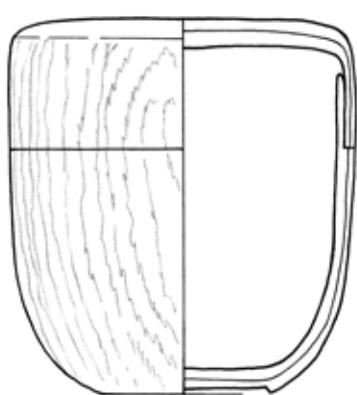
1 千年杉・棗

高さ7.5cm、胴径6.9cm、胴部の高さ（地ずりから合口線までの距離）4.9cmとなる二重張棗である。箱が伴い、底板裏面に「二代 幸八作 印」の箱書がある。

外は細かい柾目の杉で、合口の柾目は、蓋・身とも一致している。内面は蓋・身とも縞黒檀を使用している。蓋及び身の合口ばたでは両者の組み合わせの観察が可能である。

蓋は、合口ばたの厚さ2mmで、その約1/3が表面の杉材の厚さとなっている。一方身の杉の表面材も蓋とほぼ同じ厚さで、極めて薄く挽出されている。

したがって胴部の器肉の厚さは3mmとなっているが、その2/3は縞黒檀で占めている。身の合口ばた部分は、厚さ2mmの立ち上がりと合口ばた平坦面の加工がなされている。



第2図 (1) 千年杉棗 実測図 2:3

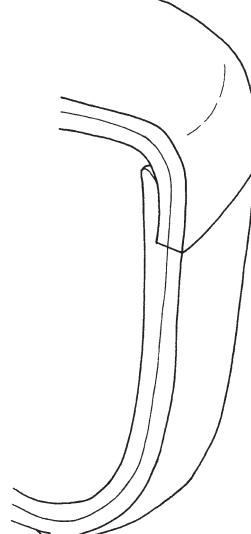
底裏の「ちり」は1mmの深さで削り込まれている。この部分を除き、器肉の厚さを問わなければ、縞黒檀部分に施された加工段階で棗を構成する要素は完了している。それを芯として外側を極薄の千年杉材で覆う形となっており、いわば縞黒檀の木地に支えられている感がある。本来軟材である杉材が極めて密な年輪構成と内側の縞黒檀という堅木採用という選択とともに、緻密な挽出しにより、内と外互いの密着効果が発揮されている。



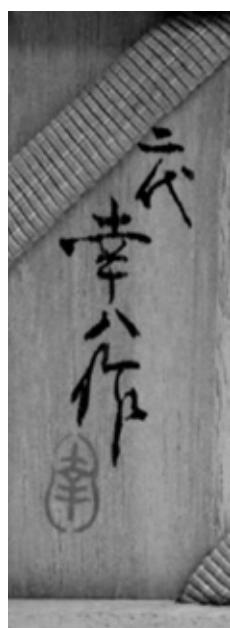
第3図 (1) 千年杉棗 外観



第4図 (1) 千年杉棗 内部



第5図 (1)
千年杉棗 構造模式図



第6図 (1)
千年杉棗 箱書

2 松皮・棗

高さ7.7cm・胴径6.8cm、胴部の高さ（地ずりから合口線までの距離）5cmとなる二重張棗で、外面は松皮、内面桜材を用いる。

蓋及び身の一部に表面松皮の剥落や亀裂が見られる。身の胴部過半の一部に松皮の虫喰いが認められる。これは当初からのもので、自然の効果を狙ったものかと想像される。表面松皮の剥落は蓋の合口付近が著しい。この剥落によってその構造の観察が可能となった。

蓋は、合口ばたの厚さが3mmで、その約1/2が表面の松皮の厚さとなっている。一方身の厚さは4mmで、その約1/2が松皮の表面材の厚さである。

二重張棗の構造としては、前述した千年杉棗と共通するものの、大きく異なる点としては、蓋・身の合口部分の構造である。つまり二重張棗の芯となる桜材の蓋及び身の合口ばたが、麦わら帽子の庇状に挽出されていることである。

つまり、蓋の合口部分は桜材の本地が「L字状」に、一方身の合口部分は胴部と立ち上り基部界線付近に松皮の厚さ分突出した突帯が回らされる形となっている。この突帯はそれぞれ厚さ0.5mmとなっている。したがって棗の蓋を閉じた場合、合口のラインとして幅1mmの縁としてかすか

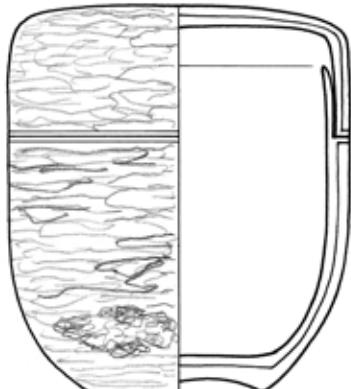
に見える。

これは、表面の松皮そのものを合口ばたとした場合、脆い松皮が度重なる使用による接触から剥落することは必至で、おそらくその防止策と解される。この他、脆い松皮への配慮は、底部裏の地ずりから中心へ向かう割り込みが、緩やかな一種の「サジ面」を成す形で施されていることがある。1の千年杉棗のような鋭い割り込みは脆い松皮には材質的になじまないからであろう。

松皮材の剥落面の観察からすると、桜材の面には接着剤などによる変色等の痕跡は見られない。組み合わせに際し、変色や痕跡が残るニカワや漆などの強力な接着剤は使用されなかつたことを示している。そのことが内面材と外材としての松皮とが密着せず両者の間に隙間や剥離が生じることになったと推測される。



第9図 (2) 松皮棗 外觀



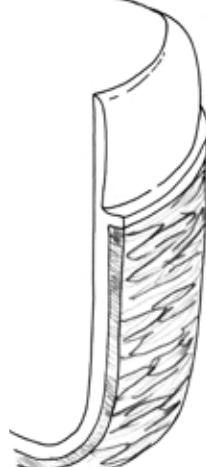
第7図 (2) 松皮棗 実測図 2:3



第8図 (2) 松皮棗 内部



第11図 (2) 松皮棗 蓋の部分



第10図 (2) 松皮棗 構造模式図



第12図 (2) 松皮棗 身合口ばた

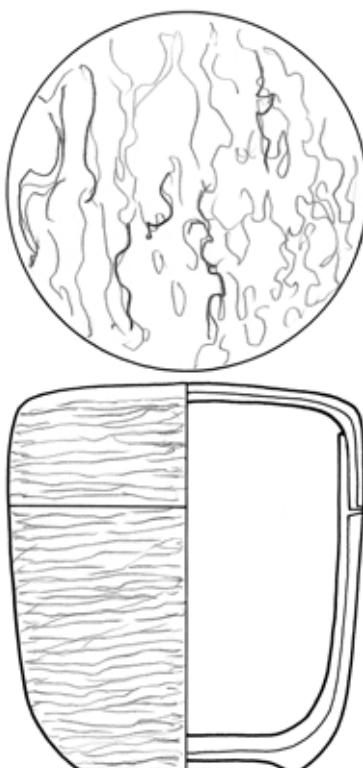
3 松皮・棗

高さ7.7cm・胴径7cm、胴部の高さ（地ずりから合口線までの距離）5.25cmとなる二重張棗で、外面は松皮、内面桜材を用いる。材質・寸法・形態・構造とも2の松皮棗と酷似する。箱が伴い、底板裏面に「二代 幸八作 印」の箱書がある。

蓋の厚さは3mmとなっており、一方身の厚さは4mmで、2の松皮棗の例から推定すると、それぞれの約1/2が表面材としての松皮の厚さであろう。

2の二重張棗と比較すると蓋及び身の合口ばた部の庇状の突帯の厚みがやや薄いように見える。これは庇状に捲出されている突帯の、蓋というところの、松皮が接して乗る面が、水平ではなく外側に向かって傾斜している可能性が考えられる。

突帯の上面を傾斜させることによって、庇状の外部観を細く見せる結果となる一方、先が薄くなるほど欠損率が高くなることは必定で、そのために粘りのある桜材が採用されたのであろう。



第13図 (3) 松皮棗 実測図 2:3



第14図 (3) 松皮棗 外觀



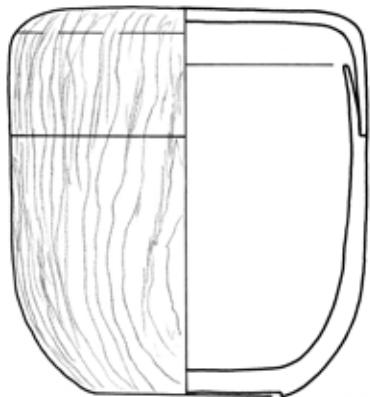
第15図 (3) 松皮棗 内部



第16図 (3) 松皮棗 箱書

4 黒檀・棗

高さ7.7cm・胴径7cm、胴部の高さ（地ずりから合口線までの距離）5.2cmとなる黒檀製の棗で、外面に縞木が見られる。底面のちりは極めて少なく1mmに満たない。瓢内に幸の字を配した刻印が見られる。箱が伴い、底板裏面に「二代 幸八作 印」の箱書がある。



第17図(4) 黒檀棗 実測図 2:3



5 桑・平棗

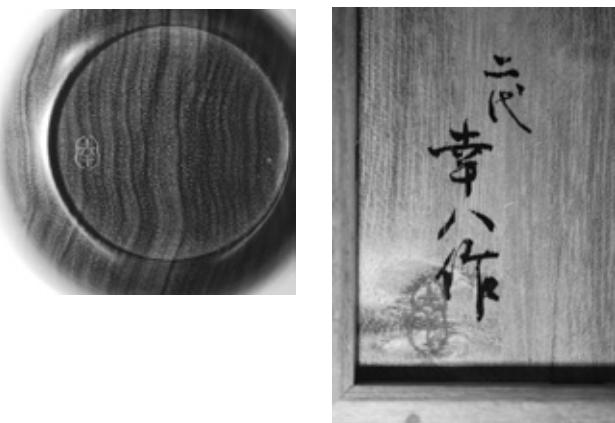
高さ 6 cm、直径 7.9 cm、胴部の高さ（地ずりから合口線までの距離）3.8 cm となる桑製の平棗で、外面は粗い木目が見られる。底の器肉は厚く 9 mm で、底面のちりは極めて少なく 1 mm となっている。



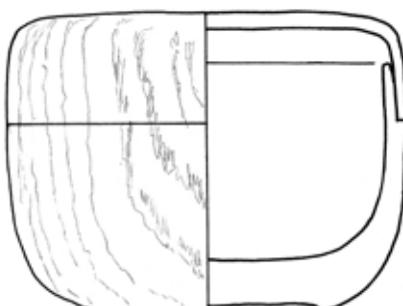
第20図 (5) 桑平棗 外観

6 黒柿・棗

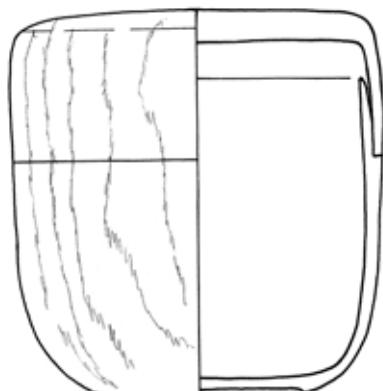
高さ 7.6 cm、胴径 7.4 cm、胴部の高さ（地ずりから合口線までの距離）4.7 cm となる黒柿製の棗である。底面のちりは極めて少なく 1 mm となっている。



第18図 (4) 黒檀棗 外観(上) 底部刻印・箱書(下)



第19図 (4) 桑平棗 実測図 2:3



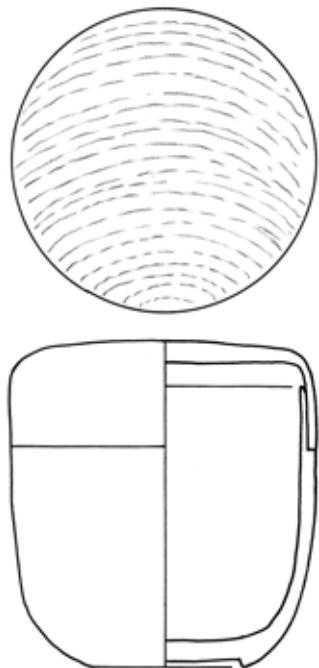
第21図 (6) 黒柿棗 実測図 2:3



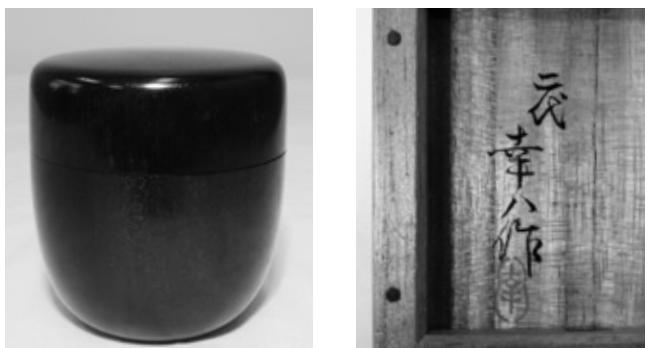
第22図 (6) 黒柿棗 外観

7 黒柿・棗

やや小ぶりの黒柿製の棗で、高さ5.5cm、胴径6.1cm、胴部の高さ（地ずりから合口線までの距離）4.4cmとなっている。底面のちりは極めて少なく1mmとなっている。



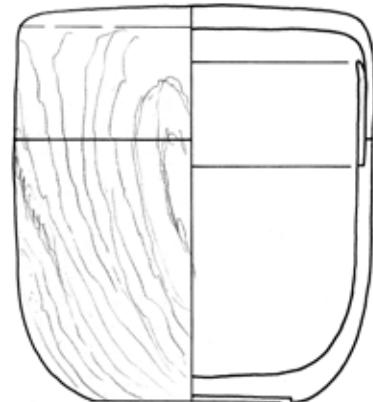
第23図 (7) 黒柿棗 実測図 2:3



第24図 (7) 黒柿棗 外観・箱書

8 槐・棗

高さ8cm、胴径7.1cm、胴部の高さ（地ずりから合口線までの距離）5.2cmとなる槐製の棗である。胴部の規方は、高さ2cm、外径6.7cmの円筒状品を胴部に嵌めこみとしている。この棗は胴部過半にある木芯が蓋の中央に向かって貫く形となっている。材が槐であったことから、木芯割れ等の痕跡はみられない。底面のちりは極めて少なく1mmに満たない。



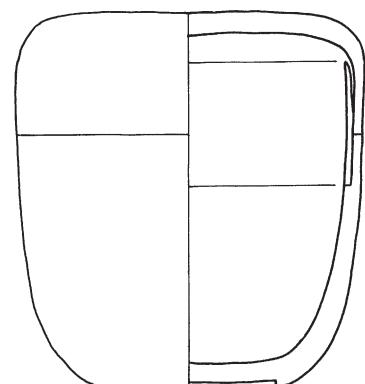
第25図 (8) 槐棗 実測図 2:3



第26図 (8) 槐棗 外観(上)・身内部(下)

9 黒檀・棗

高さ7.5cm、直径7cm、胴部の高さ（地ずりから合口線までの距離）5cmとなる黒檀製の棗である。胴部の規方は、高さ2.5cm、外径6.5cmの円筒状品を胴部に嵌めこみとしている。底面のちりは極めて少なく1mmに満たない。



第27図 (9) 黒檀棗 実測図 2:3



第28図 (9) 黒檀棗 外観・箱書

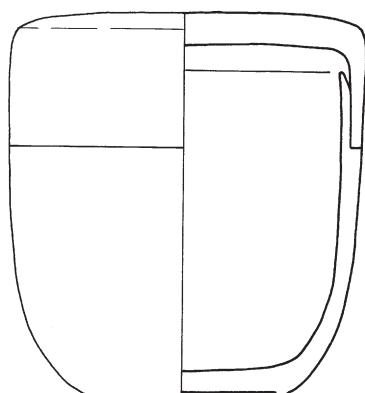


第31図 (10) 黒柿棗 底部刻印・箱書き

10 黒柿・棗

高さ7.7cm、直径7cm、胴部の高さ（地すりから合口線までの距離）5cmとなる黒柿製の棗で、外面に縞木が見られる。底面のちりは極めて少なく1mmに満たない。

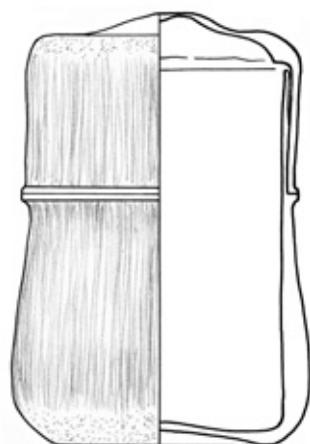
底裏面には、瓢内に幸の字を配した刻印が見られる。箱が伴い、底板裏面に「二代 幸八作 印」の箱書きがある。



第29図 (10) 黒柿棗 実測図 2:3



第30図 (10) 黒柿棗 外観



第32図 (11) 竹棗 実測図 2:3



第33図 (11) 竹棗 外観

11 竹・棗

高さ8.5cm、胴部最大直径は過半にあって6cm、胴部の高さ（地すりから合口線までの距離）5cmとなる竹製の棗である。竹の外皮は全て挽き落としとしている。蓋の甲及び胴部の底面は、竹の節を利用して作る。底部裏面は中央で約3mmの窪み状となっているのは、蓋の甲と同様に竹の節をそのまま利用しているためである。胴部の最大径は、過半にあって、上方へ向かって徐々に窄まる形となってい

る。合口は身蓋とも、幅1mm、高さ1mmの玉縁が挽き出されている。合口の立ち上がりは2.5cmと、他の物と比較すると高く特徴的である。

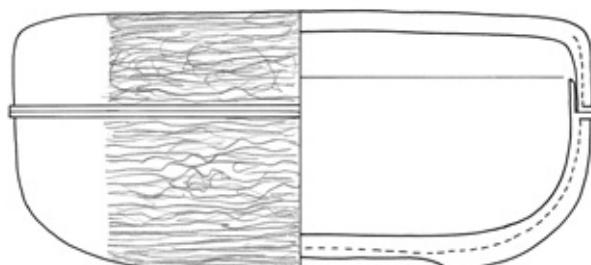
12 松皮・喰籠

高さ6.6cm、胴径15.3cm、胴部の高さ（地ずりから合口線までの距離）4.1cmとなる二重張喰籠で、外面は松皮、内面黒漆の塗放としている。

蓋は、合口ばたの厚さが3mmで、欠損部分は無く構造の観察は不可能であるが、その約1/2が表面の松皮の厚さであろう。一方身の厚さは5mmで、その約1/2が松皮の表面材の厚さであろうと推測される。合口は身蓋とも、幅2mm、高さ1mmの玉縁が挽き出され、黒漆の塗放としている。この縁は、茶色の松皮の本体に、黒色のラインがアクセントとなり、外観を引き締めている。

2の松皮橐の紹介の稿でその構造についてふれたが、それと共に通する点が蓋及び身の合口ばた等にみられる。蓋の合わせ口の内側の構造は、麦わら帽子の庇状に挽出されていることである。つまり、蓋の合口部分の木地が「L字状」に、一方身の合口部分は胴部と立ち上り基部界線付近に松皮の厚さ分を僅かに上回る突出した突帯が玉縁として回らされる形となっている。松皮橐の場合、この突帯は可能限り薄く、目立たない工夫が為されているが、ここではそれが逆に器形の概観を引き締める役割を果たしている。

本品には箱が伴い、「二代幸八作」の記名と塗は四代小島漆壺斎が行なった旨の箱書きがある。



第34図 (12) 松皮喰籠 実測図 1:2



第35図 (12) 松皮喰籠 外観



第36図 (12) 松皮喰籠 内部と箱書

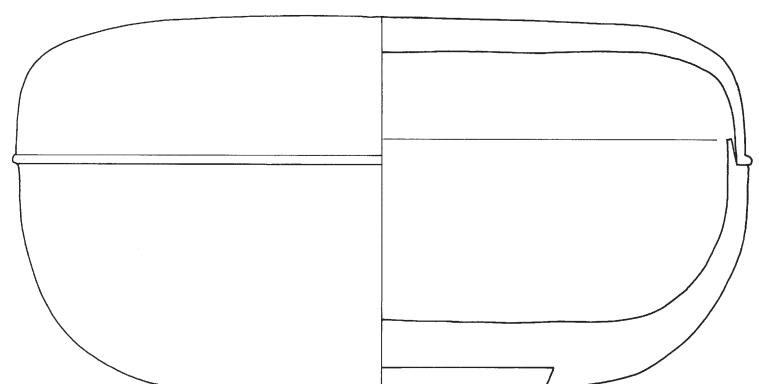


第37図 (12) 松皮喰籠 箱書

13 檬・喰籠

高さ10cm、胴径19.3cm、胴部の高さ（地ずりから合口線までの距離）6cmとなる檉製喰籠である。身蓋とともに若干の歪みが生じている。蓋は合口ばたの厚さが3mmで、合口外観は幅2mmの玉縁を挽き出す。甲は中央を緩やかな盛り上げとし、その部分は厚さ9mmとなっている。

身は合口ばたの厚さが5mmで、底にかけて徐々に厚さを増し、身の小隅と地ずり部の厚みは1.8mmである。底裏は直径8.6cmの円形削り込みがあり、ちりは5mmと深い。



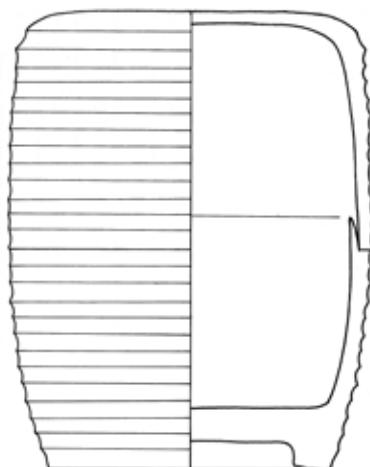
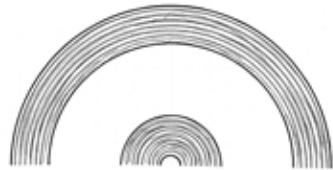
第38図 (13) 檉喰籠 実測図 1:2



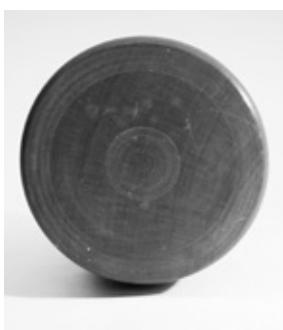
第39図 (13) 檜喰籠 外観・内面・底面

14 桜・挽家

高さ11.8cm、胴径9.2cm、胴部の高さ（地ずりから合口線までの距離）5.8cmとなる桜製の挽家である。蓋上端の径は8.5cm、身の下端径は7.6cmで、前述の胴部最大径は、胴部のほぼ中ほどの合口付近に位置する。蓋・身とも側面の外観は、丸筋挽きとなっており、26筋が走る。蓋の甲には中央2.5cmの円形の内に幅1cmにわたり、14筋の輪を筋挽きで表わす。また蓋端にも幅1cmにわたり、11筋の輪を入れている。身の底裏は径5.4cmの円形の削り込みがあり、ち



第40図 (14) 桜挽家 実測図 1:2

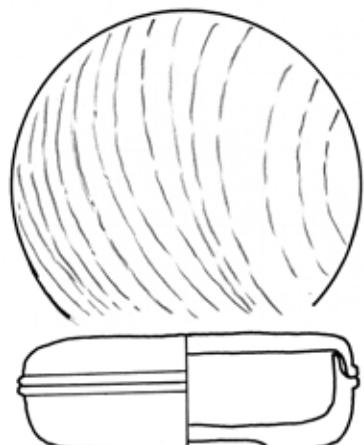


第41図 (14) 桜挽家 外観・上面

りは深さ7mmとなっている。身の器肉は胴部が5mmであるが、底の厚みは9mmと厚い。蓋の器肉も同様の厚みで仕上げられているが、甲の部分はやや薄く3mmとなっている。

15 桧・香合

高さ1.4cm、胴径4.4cm、胴部の高さ（地ずりから合口線までの距離）8mmの桧製香合である。蓋・身とも合口は幅1mm、高さ0.5mmの玉縁がめぐる。底部裏の地ずりから中心へ向かう削り込みは直径2cm、深さ1mmで、緩やかな一種の「サジ面」成す形で施されている。蓋内面の深さ3mm、身の深さは8mmとなっている。ちなみにタテ木取りで、甲の部分に木口（年輪）が見え、原本は直径12cm以上のものであったと推定される。一般的に桧は挽物対象材としての類例を聞かないが、大径となる樹木ではない。珍しく大径の物に出逢えたからの採用であろうか。



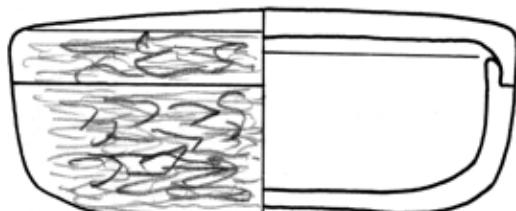
第42図 (15) 桧香合 実測図 1:1



第43図 (15) 桧香合 外観

16 松皮・香合

高さ2.8cm、胴径6.5cm、胴部の高さ（地すりから合口線までの距離）1.8cmの松皮製香合である。甲の部分は中央部を僅かに盛り上げている。底部裏は地すりから中心へ向け、直径3.2cm、深さ1mmの割り込みを施し、緩やかな一種の「サジ面」成す形となっている。



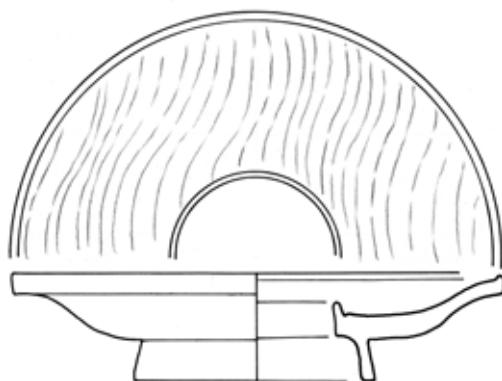
第44図 (16) 松皮香合 実測図 1:1



第45図 (16) 松皮香合 外観



第46図 (16) 松皮香合 箱書



第47図 (17) 檜茶托 実測図 2:3

17 檜・茶托

高さ2.2cm、直径9.8cmの檜製の茶托で、下部には高さ9mm、直径4.9cmの高台が付く。受け部中央は3.1cmの割り貫きがあり、高台を突き貫く形となっている。割り抜きの上縁には幅1mmの玉縁がめぐる。

18 檜・茶托

高さ3cm、直径14.9cmの檜製の茶托で、下部には高さ1cm、直径9.8cmの高台が付く。受け部中央は直径5cmの割り貫きがあり、高台を突き貫く形となっている。17の茶托と似た構造ではあるが、前者が割り貫きの上縁は玉縁であったが、本品はその部分が内湾しながら立ち上がり、受け部の縁の高さを越えている点に大きな違いがある。

19 紅葉・茶托

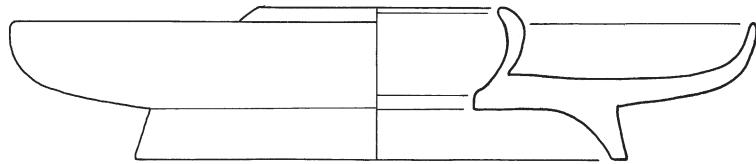
高さ1.5cm、直径10cmの紅葉製の茶托で、下部は高さ1mmの輪高台が挽き出され、外径は5cm、深さは僅か0.3mmとなっている。全体の器肉は3mmである。輪高台の内側に瓢形枠内に「幸」の字を配した刻印が見られる。現存は4客であるが、本来5客であったであろう。

20 檜・茶托

高さ1.2cm、直径9.5cmの檜製の茶托で、下部はベタ高台としている。全体の器肉は1mmで、極めて薄造りとなっており、シャープな感じがする。縁部は側面から見ると幅2mmの縁を付け、下部高台脇に細線を一周させることで単調に表情を引き締めている。現存は11客であるが、本来は1組ものとして製作されたであろう。



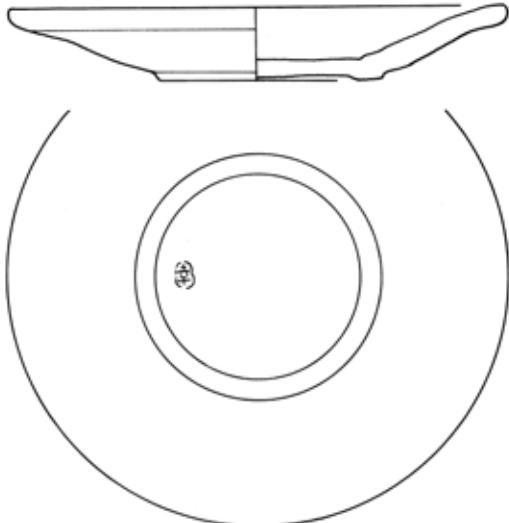
第48図 (17) 檜茶托 上面外観(上)・裏面



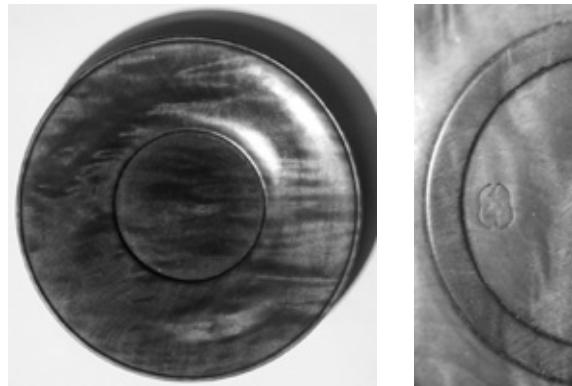
第49図 (18) 檜茶托 実測図 2:3



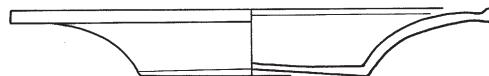
第50図 (18) 檜茶托 外観



第51図 (19) 紅葉茶托実測図 2:3



第52図 (19) 紅葉 茶托上面・裏面刻印



第53図 (20) 檜茶托 実測図 2:3

21 槐・盃托

18の茶托と全くの相似形を示す槐製盃托で、高さ 2 cm、直径 7.8 cm、下部には高さ 9 mm 直径 5.5 cm の高台が付く。

受け部中央は 4 cm の割り貫きがあり、高台を突き貫く形となっている。大きさこそ異なるものの、形態や構造など、割り貫きの上縁は内湾しながら立ち上がり、受け部の縁の高さを越えている点も 18 と共通する。

22 檜・銘々皿

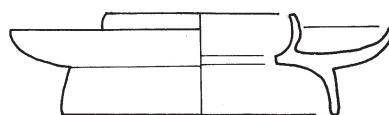
高さ 1.3 cm、直径 10.8 cm の檜製の銘々皿で、下部はベタ高台としている。全体の器肉は 1 mm で、極めて薄造りとなつておらず、シャープな感じがする。現存は 4 客であるが、本来は 1 組の体裁が整えられていたものであろう。

23 紅葉菓子器

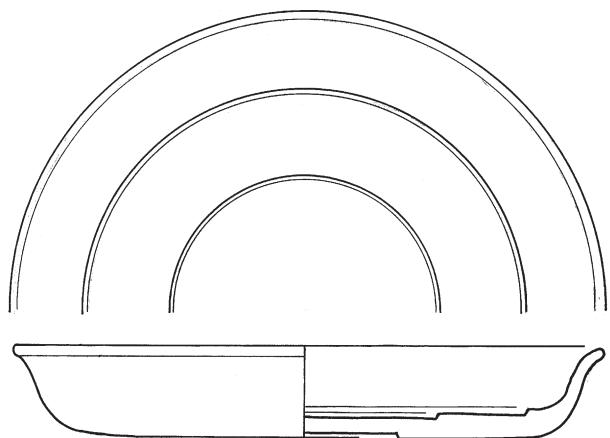
高さ 4.3 cm、直径 20 cm の紅葉製菓子器で、下部には高さ 9 mm、直径 13.2 cm の高台が付く。鉢部の器肉は約 5 mm で、緩やかに内湾しながら曲線を描いて立ち上がり、口縁端は外反しておさまる。内部では、底と立ち上がり部の界線に深さ 2 mm の段差をつけてアクセントをつけている。高台はほぼ垂直立ち上がり、高台裏は 6 mm の深さに割り込む。

24 桜・茶托

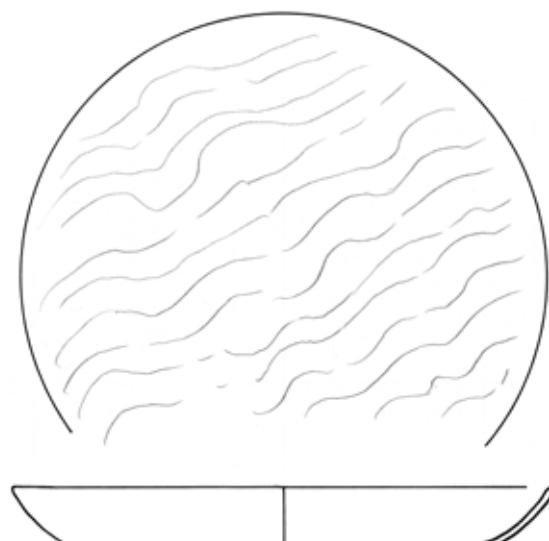
高さ 1.7 cm、直径 11.8 cm の皿形の桜製茶托である。受部は、緩やかに内湾した後、口縁端部に向け外反しておさまる。内部は、底と立ち上がり部の界線に深さ 1 mm の段差をつけてアクセントをつけ、さらに中央に径 5 cm、深さ 1 mm の円形の割り込みを施している。裏面は中央に径 3.8 cm、深さ 1 mm の円形の割り込みを施している。その円形割り込みの中央に直径 1 cm の渦巻き痕を故意に残している。



第54図 (21) 槐盆托 実測図 2:3(上) 外観(下)



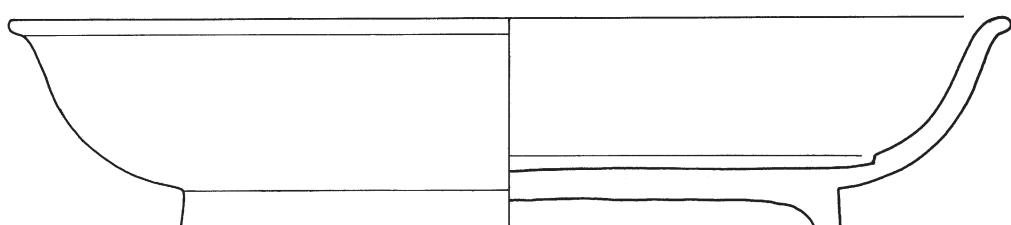
第58図 (24) 桜茶托 実測図 2:3



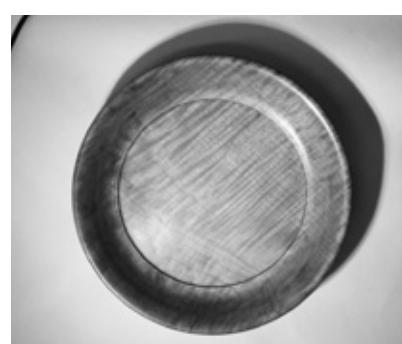
第55図 (22) 檜銘々皿 実測図 2:3



第59図 (24) 桜茶托 上面・裏面



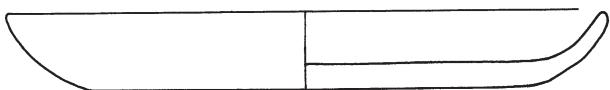
第56図 (23) 紅葉菓子器 実測図 2:3



第57図 (23) 紅葉菓子器 上面・裏面

25 檜・銘々皿

径12cm、高さ1.5cmの檜製の銘々皿で、下部はベタ高台としている。縁部は内湾しながら立ち上がり、口縁はやや薄くしておさまる。5客1組となっている。



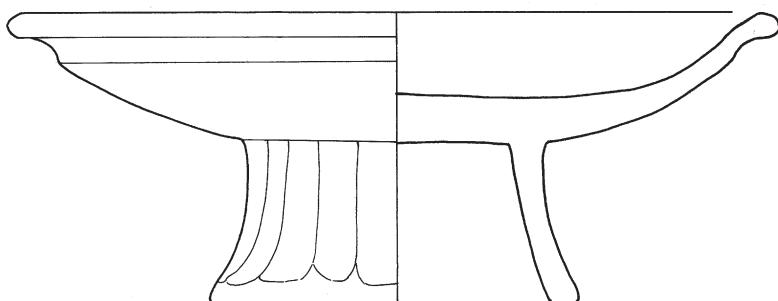
第60図 (25) 檜銘々皿 実測図 2:3



第61図 (25) 檜銘々皿 上面

26 檜・菓子器

高さ5.8cm、直径15.3cmの檜製高杯形の菓子器である。受け部は浅く皿状に広がり、口縁端部はやや肥大する形でおさまる。外面は口縁下にサジ面状に浅い溝を回している。下部には高さ3.2cm、上径5.9cm、下端径7.3cmの脚台が付く。脚台内面は深さ5.2cm、脚台の器肉5mmに削り込んでいる。脚台外面は縦方向に面取りが施されている。脚台部の面取りは不揃いではあるが、平均幅1cmで15面体となっている。



第62図 (26) 檜菓子器 実測図 2:3



第63図 (26) 檜菓子器 外観・上面・下面



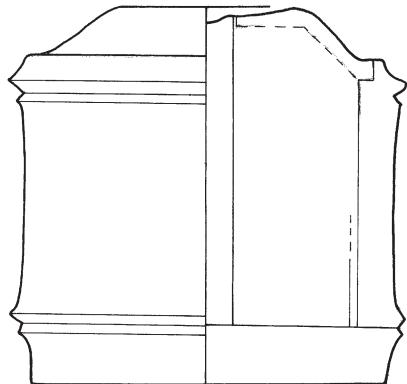
27 エゴ・金平糖入

高さ7.5cm、直径8cmのエゴの木製の金平糖容器である。竹の幹を思わせる節状の刻みを上下端に表現し、上部(円筒部)と基部とが可動する構造となっている。

上部を上方に引きあげると、基部の概観は白色であるが、基部と一体となっている内部の円柱状の部分は異なる質と色を示していることの確認が出来た。内部の円柱状の部品は桜材と判断された。外観は木目の細かい白色で、軟らかな感触である。現状では、どのような構造であるのか明らかにすることは不可能である。しかし文化保存伝習施設収蔵の資料の中に、これと同様な構造のものが存在し、しかもそれが分解状態あるため、構造の検討も可能であった。

これについて

ては後述に譲ることとした。一般的にエゴの木は挽物対象材としての類例を聞かない。本品に限らず珍しい材の採用といえよう。



第64図 (27) エゴ金平糖入れ 実測図 2:3

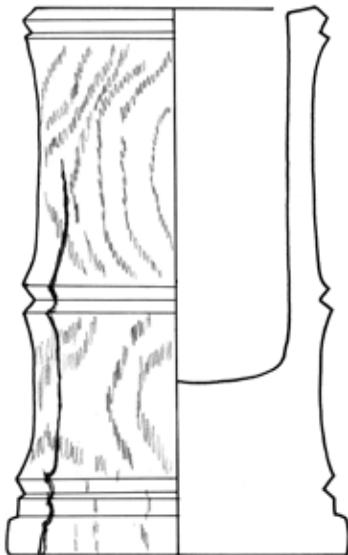


第65図 (27) エゴ金平糖入れ 外観



28 槐・柄杓立

高さ11cm、上端径6cm、下端径7cmの槐製の筒状容器である。芯持ち材のタテ木取りで、竹の幹を思わせる形に加工し、上中下に節状の刻みを表現する。節に見立てた部分に辺材の白色と、幹とした茶の色相の差が際立っている。筒状部分の割り込みの深さは7cmで、器肉は5mmとなっている。過半をかなり分厚く残し安定を図っている。



第66図 (28) 槐柄杓立 実測図 2:3

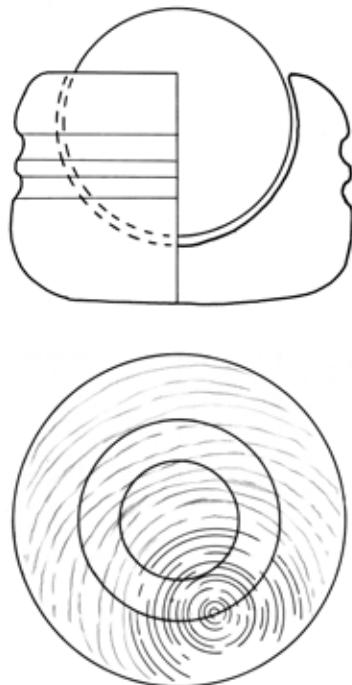


第67図 (28) 槐柄杓立 外観・裏面

29 槐・肩揉み器

高さ4.6cm、直径6.7cmの槐製の筒状容器に直径4.5cmの木球を嵌め込むものである。筒状となる部分は、槐の芯持ち材のタテ木取りである。上下端は比較的に大きな面取りを行ない、筒状中央には2条のサジ面状の浅い溝がめぐり、一種の握りの安定を図る工夫としている。中に嵌めこまれ

た木球は可動する構造となっている。筒状の部分は槐材、木球は桜材を用いている。木球の中心は筒状の中にあるながら、滑らかに可動する構造となっているが、筒状内への挿入がどのように行われたのか明らかではない。筒状の底部には中心から1.2cm及び2cmの位置に細線の輪を挽いている。



第68図 (29) 槐肩揉み器 実測図 2:3



第69図 (29) 槐肩揉み器 外観

30 煤竹・線香筒

直径5cm、長さ24.1cmの煤竹の一方の節を底として、蓋を桐材で作る。蓋の離脱と携帯のため根締め及び根付けの連結は太目の木綿糸が使用されている。根締めはツゲ製で、直径1.5cm、高さ1.1cmの平たい球形を示す。根付けは紫檀製で直径5cm、中央の厚みは1.5cmの扁平な形となっている。

周縁に向い徐々に薄く加工し、端部は丸く面取りとしておさめる。



第71図 (30) 煤竹線香筒 外観



第70図 (30) 煤竹線香筒 実測図 1:2

31 桑・煙管入れ

桑材を直径2.5cmの筒状に加工した煙管入れである。身は長さ20.5cmで、蓋は呑み口式の構造となっており、身の合口部分から6.7cmの深さまで収まる形である。したがって蓋は、外に出ている部分である長さ7.7cmと前述の6.7cmとの合計14.4cmがその寸法となる。身の口部分には幅2mm、高さ1mmの玉縁が挽き出されている。身には、合口から後方1.2cmの位置に真鍮製の吊り金具が付けられている。吊り金具は前述の合口の玉縁の大きさに揃えられており、この固定に際し吊金具幅の浅い溝に金具を嵌り込ませ、ズレを防ぐ工夫が図られている。溝に嵌めこまれた金具を、上方で結合させ、楕円形の環状の別の金具部品を細い鉢で

接合している。楕円形の環は、遊動する構造となっている。

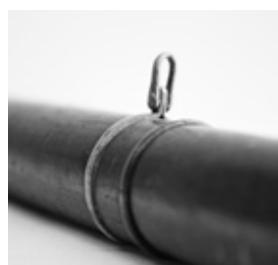
身・蓋ともに両端がやや細く、中央が僅かに太くなっている。したがって身の内側の割り込みも口側が大口径で、後方に向かい徐々に小口径となっている。これによって蓋の挿入部が的確に収まるに形となっている。



第72図 (31) 桑煙草入れ 実測図 1:2



第73図 (31) 桑煙草入れ 外観



第74図 (31) 桑煙草入れ 外観部分

32 槐・煙草入れ

槐製の刻煙草入れである。直径10cm、高さは4.7cmの身と蓋を合わせると総高5.7cmとなっている。扁平な身の形態で、上部に径6.4cmの煙草取り出し口が挽き出されている。器肉は7mmである。底裏は4.6cm、深さ3mmの割り込みが挽き出されている。

身・蓋ともに中心から約1cm外れた位置に、木芯が認められることから、両者が共木である可能性が高い。

なお、身の下半、地ずり付近に径約1cmの節が抜けた穴が埋木されている。



第75図 (32) 槐煙草入れ 実測図 2:3



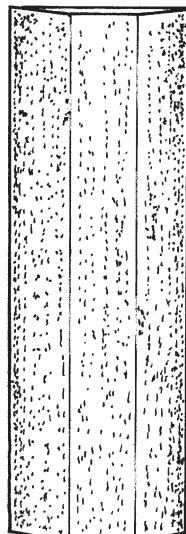
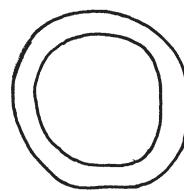
第76図 (32) 槐煙草入れ 外観



第77図 (32) 槐煙草入れ 裏面(埋木)

33 竹・茶布筒

挽物ではないが、安達の仕事の一環として捉え紹介することとした。高さ7cm、径2.3cmの竹製である。竹は表面全面に胡麻がふいており、上下の切り口は丁重に処理されている。竹の選択や切り口の処理にも安達の気質や好みが伺える。



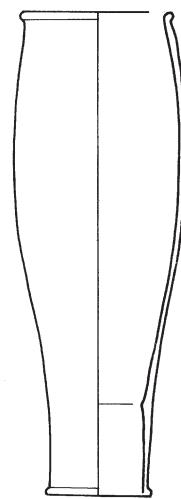
第78図 (33)
竹茶布筒 実測図 1:1



第79図 (33)
竹茶布筒外観

34 黒柿・茶筅筒

黒柿製と思われる茶筅筒で、高さ9.5cm、上径3cm、下径2.1cmとなっている。上端下端とも幅1mmの玉縁が挽き出されている。全体の器肉は極めて薄く1mmを越えないものとなっている。



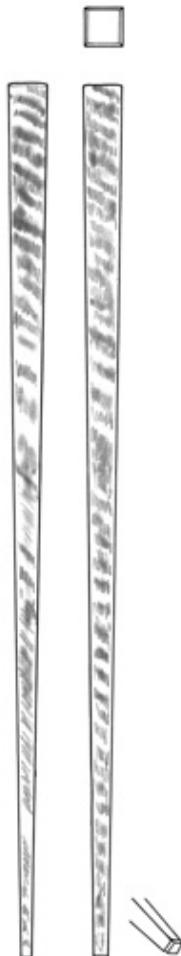
第80図 (34)
黒柿茶筅筒
実測図 2:3



第81図 (34)
黒柿茶筅筒 外観

35 紅葉・箸

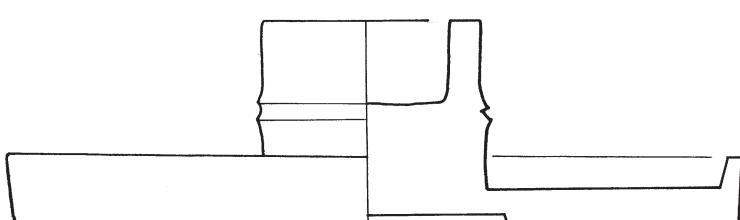
紅葉製の菓子箸で、長さ23cm、元部は1cm角、先部は4mm角となっており、両端とも糸面がとられている。おそらく縮緬木を活かそうとした作品であろう。



第82図 (35) 紅葉箸 実測図 1:2

36 檜・蓋置

檜材を直径14.6cmの盆状の中央に、径4.4cm、高さ3.3cmの筒状の立ち上がりを挽き出す蓋置である。筒状の立ち上がりは、その外側中央に竹の節を思わせる刻みを回らす。本体の底裏面中央には5.2cm、深さ1mmの割り込みが挽き出されている。



第83図 (36) 檜蓋置 実測図 2:3

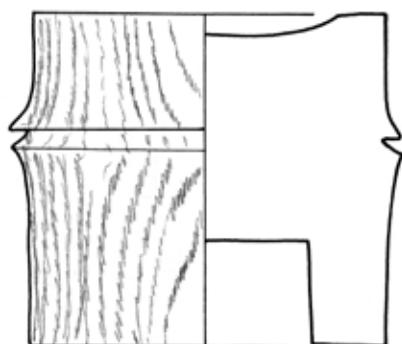


第84図 (36) 檜蓋置 外観

37 檜・蓋置

高さ6.6cm、径7cmの筒状の蓋置で、外面中央に竹の節を思わせる刻みを回らす。上下は不明であるが、上面とした木口はサジ面状に割り込まれている。

この対面となる下面は径4cm、深さ2cmの割り込みとなっている。中央から約2cm外した位置に木芯が存在し、檜材とされるが、槐の可能性もすてきれない。



第85図 (37) 檜蓋置実測図 2:3



第86図 (37) 檜蓋置外観

38 桜・飯櫃

桜材の身の高さ14.5cm、上径21cm、下径20cmで、直径23cmの被蓋の飯櫃である。

身は外中央に幅5mm、下端付近に5mm、3mmの断面カマボコ形のタガの表現がなされている。底裏は深さ約1cmの掘り込みとなっており、地すり付近の高台の厚みは、底に接する部分は5mm、端部は2mmとなっている。この底板までの部分に、長さ6.4cmの割り込みが等間隔で3ヶ所に配置されている。一方蓋は、深さ2cmに割り込まれ、円形の盆状となっている。甲は中央で微かに盛りあがる。肩に幅3mm、縁端に幅5mmの玉縁が回らされている。器の輪郭やタガに見立てた直線的な水平ラインが、シャープな感じを漂わせる。

39 桐・火鉢

火鉢の外枠で、桐の芯持ち材の中央を割り貫き、高さ23.2cm、胴部径26cm、上径22.5cm、地すり径20cmとなっている。

上端にから下端に向けて上径18cm、下径15.2cmの穴が貫通している。上端の穴縁には銅製の火袋を引っかけるための、幅1cmの突帯が回っている。未使用と判断される。

40 杉・盆

直径20.2cm、高さ1cmの杉製替盆で、相対する両端に最大幅3.5センチの白太がみられる。しかし両者の間は緻密で複雑な木目となっている。おそらくこの対比の面白さが盆に採用されたのである。盆の器肉は3mmと極めて薄

く、全体に華奢な感じがする。

盆の見込みと縁の立ち上がり界線付近に、1mmの段差が挽き出されている。また底裏には中心から4.3cmの位置に1.5mmの段差をつけて浅い割り込みが挽き出されている。

41 檜・盆

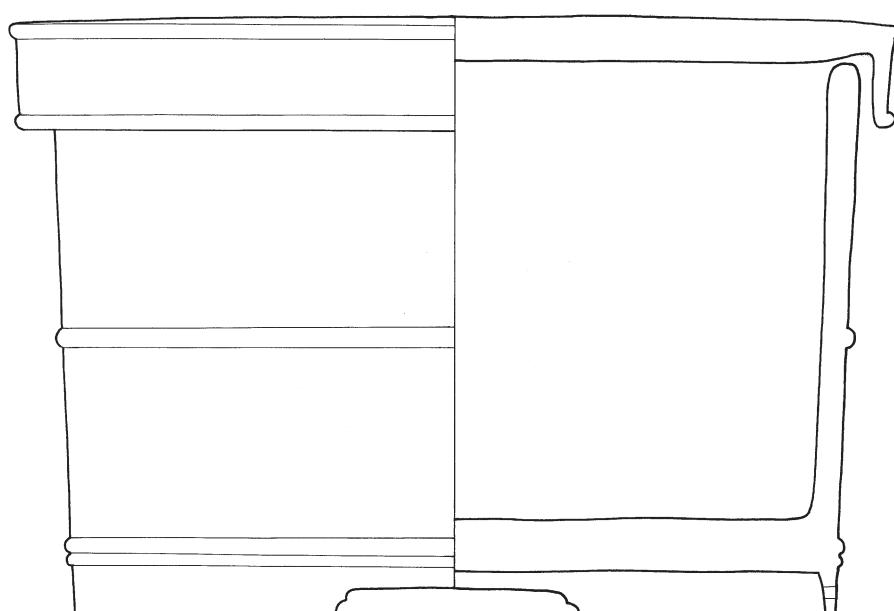
直径32.8cm、高さ2.8cmの檜製丸盆で、複雑な木目は見事である。縁は見込み際から内湾しながら立ち上がり、縁端部は肥大する形でおさまる。つまり両手で盆を持った場合、親指の先及び腹が縁の内湾する曲線と一致する配慮がなされている。この縁の内湾する部分が所謂「すべり止め」とするものであろうと推定される。所蔵者の伝えによれば「初代幸八」の作とされる。

42 檜・盆

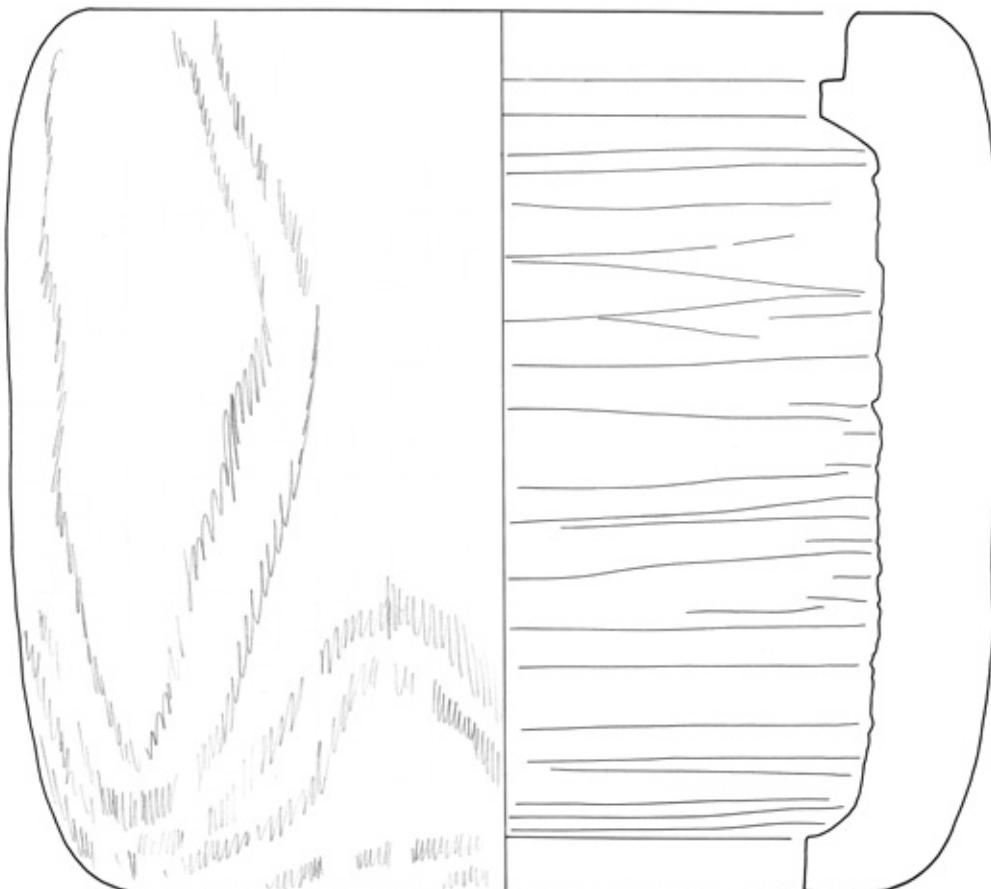
直径28.4cm、高さ5.5cmの檜製丸盆である。器肉は5mmの厚さで、身・縁との大きな差はない。底裏は、中心から10cmの位置まで1mmの段差を持って円形にすかしている。底部裏の円形にすかした部分に瓢形に「幸」の文字を配した刻印が認められる。縁は見込み際から内湾しながら立ち上がり、縁端部は外反する形で僅かに肥大しておさまっている。つまり両手で盆を持った場合、人指し指の腹が外反する曲線と一致する配慮がなされている。

この縁の外反する部分が所謂「すべり止め」とするものであろうと推定される。

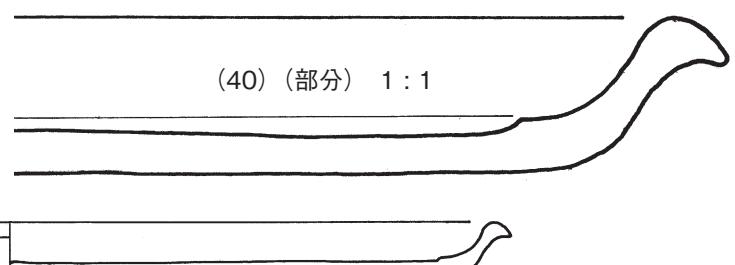
なお、同様な縁の立ち上がりの曲線をそのように呼ぶとすれば、43～48・50にもその傾向がよみとれる。



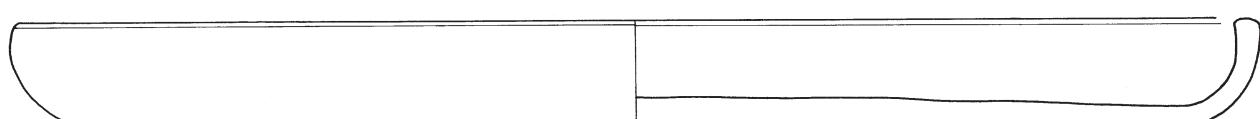
第87図 (38) 桜飯櫃 実測図 1:2



第88図 (39)
桐火鉢 実測図 1:2



第89図 (40) 杉盆 実測図 2:3



第91図 (41) 櫻盆 実測図 1:2



第90図 (40) 杉盆 上面



第92図 (41) 櫻盆 外観



第93図 (42) 檜盆 外観・刻印



第95図 (44) 紅葉盆 上面・刻印

43 紅葉・盆

直径31cm、高さ4.1cmの檜製丸盆である。器肉は5mmの厚さで、大きな差はない。底裏は、中心から10cmの位置まで1mmの段差を持って円形にすかしている。縁は見込み際から内湾しながら立ち上がり、縁端部は外反する形で僅かに肥大しておさまっている。

底部裏に2mmの段差をつけて円形にすかした部分に瓢形に「幸」の文字を配した刻印が認められる。



第94図 (43) 紅葉盆 上面・刻印

44 紅葉・盆

直径33cm、高さ4.5cmの紅葉製丸盆である。器肉は見込みの部分が1.2cmの厚さで、縁は中ほどが8mm、上縁は1cmの厚さとなっている。つまり縁は見込み際からほぼ垂直に立ち上がる形となっている。縁の内面は僅かに内湾する形で一種のえぐりが入れられている。底部裏はベタ底となっている。中央付近に、瓢形に「幸」の文字を配した刻印が認められる。

45 檜・盆

直径50cm、高さ3.5cmの檜製丸盆である。器肉は平均8mmの厚さで、上縁は1.2cmのとなっており、断面は一種の「撥」形を描いている。つまり縁は見込み際から内湾しながら立ち上がり、一方外面は内面の曲面に途中までは添うが、上縁にいたる直下で外反する形となっている。縁の内面について云いかえれば僅かに内湾する形で一種のえぐりが入れられている状態となる。

見込み面は中央から縁立ち上がり界線付近までの半径22.2cmの範囲が1mm段差分だけ、すき取られている。同様に底部裏も中央から半径19.5cmの範囲が段差1mmがすき取られている。



第96図 (45) 檜盆 上面

46 檜・盆

直径35.6cm、高さ4.5cmの檜製丸盆である。器肉は見込みの縁とも1cmの厚さとなっている。つまり縁は見込み際からほぼ垂直に立ち上がる形となっている。縁の内面は僅かに内湾する形で一種のえぐりが入れられている。

つまり両手で盆を持った場合、親指の腹が内湾する縁の

曲面と一致させるという配慮がなされている。これも所謂「すべり止め」の一種であろうと推定される。縁の立ち上がりの形態は44に酷似する。

底部裏はベタ底となっている。中央付近に、瓢形に「幸」の文字を配した刻印が認められる。



第97図 (46) 檻盆 上面・刻印

47 檻・盆

直径35cm、高さ4.5cmの檻製丸盆である。器肉は見込み1cmに対し、縁は1.2cmとなっている。見込み際からやや内湾しながら、立ち上がる形となっている。縁の内面は僅かに内湾する形で一種のえぐりが入れられている。つまり両手で盆を持った場合、親指の腹が内湾する縁の曲面と一致させると、いう配慮がなされている。底部裏は中央径13.5cmに円形の透き取りが2mmの段差を付けて行われている。

その段差内に、瓢形に「幸」の文字を配した刻印が認められる。



第98図 (47) 檻盆 上面・刻印

48 檻・盆

直径31cm、高さ4cmの檻製丸盆である。器肉は見込み、縁ともに1cmとなっている。縁は見込み際から緩やかに内

湾しながら、立ち上がる形となっている。縁の上端の内面辺に僅かであるが、シャープな稜線がみとめられる。底部裏はベタ底となっている。



第99図 (48) 檻盆上面

49 檻・盆

直径30.6cm、高さ4cmの檻丸盆である。器肉は見込み、縁ともに5mmとなっている。縁は見込み際から緩やかに内湾しながら、立ち上がる形となっており、最終段階では、内外面とも外反する形でおさまる。縁の見込み際から中心に向かって1mmの段差を付けてすき取りが行われている。

底部裏面は中央径21.4cmにわたり、円形の透き取りが2mmの段差を付けて行われている。

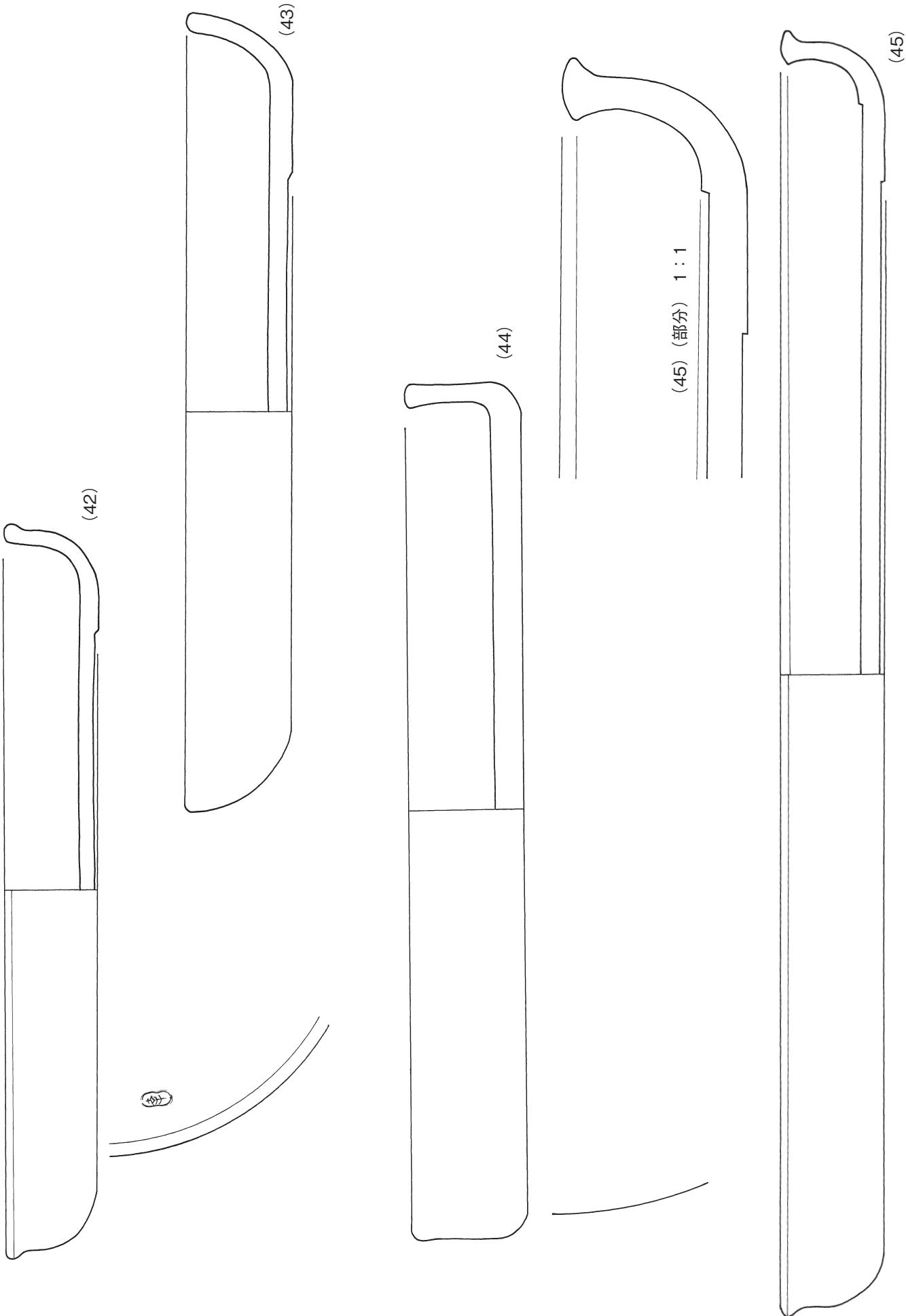


第100図 (46) 檻盆 上面

50 檻・角盆

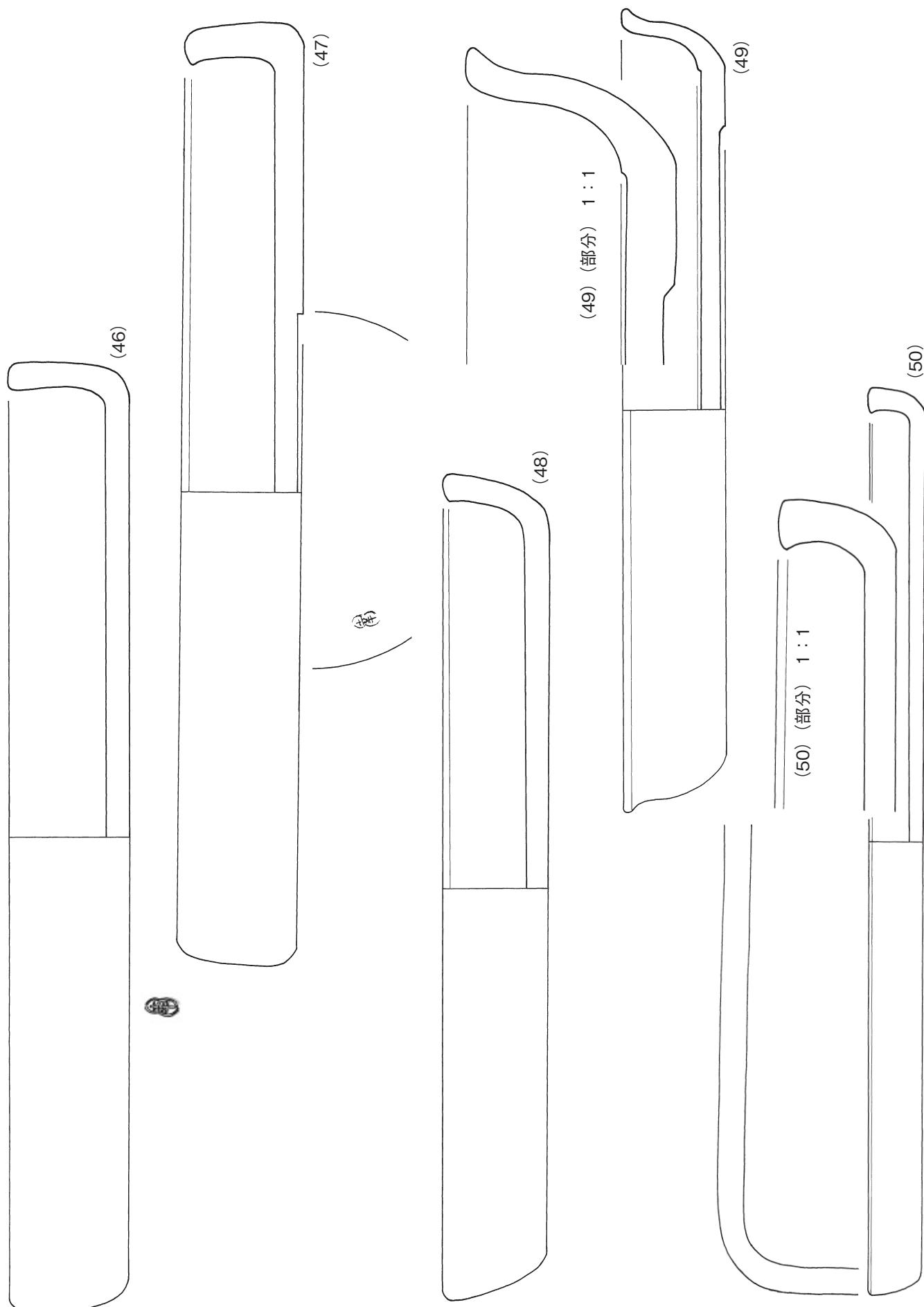
長さ34.8cm、幅28cm、高さ2.5cmの角盆で、器肉は5mmとなっているが、縁の上端は1cmと肥大した形となっている。縁の断面は、見込み際から緩やかに内湾しながら、立ち上がり、最終段階では、内外面とも上端が広がる形でおさまる。

縁の上端の内面辺に極めてシャープな稜線が認められる。



第101図 (42～45) 盆実測図 1:2

第102図 (46～50) 盆実測図 1:2



これは両手で盆を持った時、この稜線下は親指の腹の曲面と自然に馴染む形となっている。最も効果的な「すべり止め」ということができよう。角盆であるので、口クロの使用は認められないが、紹介したように「すべり止め」が効果的に表現されていることは、安達の仕事と認めて良いと考えられる。



第103図 (50) 檻盆 上面

まとめにかえて

以上が、松江市八雲郷土文化保存伝習施設で実施された企画展「二代小林幸八作品展」の出展作品を中心とした調査記録である。これをふまえて前回触れなかった点や新知見、あるいは訂正事項について、記してまとめにかえることにしたい。

1) 松皮棗の構造について

松皮棗（二重張棗）の構造を、前述の1・2で確認することができた。つまり棗の合口ばたにあたる部分に、いわば帽子の庇の形に突帯を挽き出し、それによって松皮が接合する身、蓋の合口部分が直接接触させない様にする工夫が読みとれる。これが後述する三套盆の構造と共通するものである点は興味深い。

2) 三套盆の構造とその応用的作品

三套盆は、個人所蔵のもので箱書により初代小林幸八作である。三套盆については、小林如泥の考案と伝えられ、それを見た初代小林が奮起し挑戦したとされる。

ここで出展の三套盆の概観を記しておくことにしよう。用材は桜で、大・中・小の僅かに大きさの異なる盆をそれぞれ入れ子の状態で収めるものである。盆（大）の口径9cm、高さ3cm。盆（中）の口径8.8cm、高さ2.7cm、盆（小）口径9cm、高さ2cmの大きさとなっており、大盆に中盆が収まり、中盆の中に最も小径の小の盆が収まる形となっている。小盆の口唇部は、帽子の庇状に断面が「逆L字」状を呈している。これら三点を重ねた場合、庇状の出っ張りが、大・中それぞれの盆の口唇を覆う形となる。

つまり盆の外側は大盆であるが、見込みは小盆の内面を見ることとなり、中の盆は外からは全く見ることが出来ない状態になる。このように収めた大・中盆の口唇部は通常の引き上げた形態で小盆の「逆L字」状の口唇部分に収納される。二重張棗の合口ばたの処理に似ている。この三套盆の成立の要件としては、器肉を薄く挽きあげること、大径・中径・小径の盆を重ね、三者を収納した時に隙間が生じないほど精密であること、さらに三つの盆を重ね合わせた際に三者の高さが総合的に一致することなどが求められる。

いずれにしろ薄手に仕上げられており、とりわけ小径の盆の口唇部は「逆L字」状の庇を突出させ、しかも薄く挽き出すところの難度が高い。この部分こそ三套盆成立の鍵というべきであろう。

3) 盆の「すべり止め」について

「すべり止め」については、島根県立博物館『物故作家顕彰シリーズ 近代島根の名工』の解説図録や『島根の工芸』にも二代幸八の仕事として「盆の縁に僅かに感じられるすべり止め」と紹介されている。これについて、具体的にどのような形態のものを指すのか、いずれの解説にも示されてはいない。

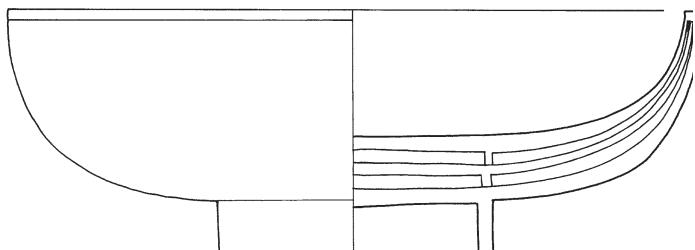
ところで、この「すべり止め」という呼称であるが、盆に器をのせて使用する場合、器が移動しないための工夫を連想させるものがある。しかし先学は、盆の縁にその工夫は存在するとしている。とすれば、盆の縁に施された「手掛けかり」とでも呼ぶのが相応しいかも知れない。今回出展された盆の中で指摘のすべり止めと推測されるのが、第89図40や第101図45さらに第102図49・50に示したものであろう。

確かにそれらの盆の縁に手をかけた時、親指が縁の内面立ち上がりの上方の抉りに掛けかり、一方人指し指の腹が縁の外面に自然に馴染む形態となっている。現段階では、先学のいう「すべり止め」とはこのことらしいという程度に留まらざるをえない。

4) 円柱状木製品の用途について

円柱状木製品とするのは松江市指定文化財幸-807である。前回の報告文を執筆した時点では、大型の印判の握りであろうかと考えたが判断を保留した。

今回改めて見直していたところ、棗等の刻印を施すための当て具ではないかとの木工家濱田幸介からの教示を得た。極めて示唆に富む教示であった。その説を紹介するにあたり、図を添えて示すことにした。



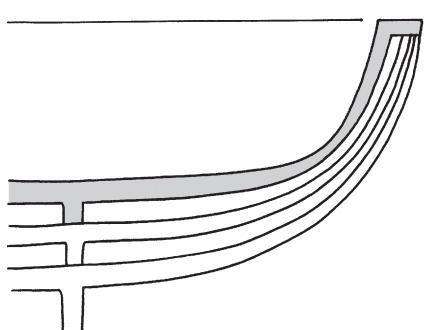
第104図 三套盆 実測図 1:1



第105図 三套盆(3点合体)外観



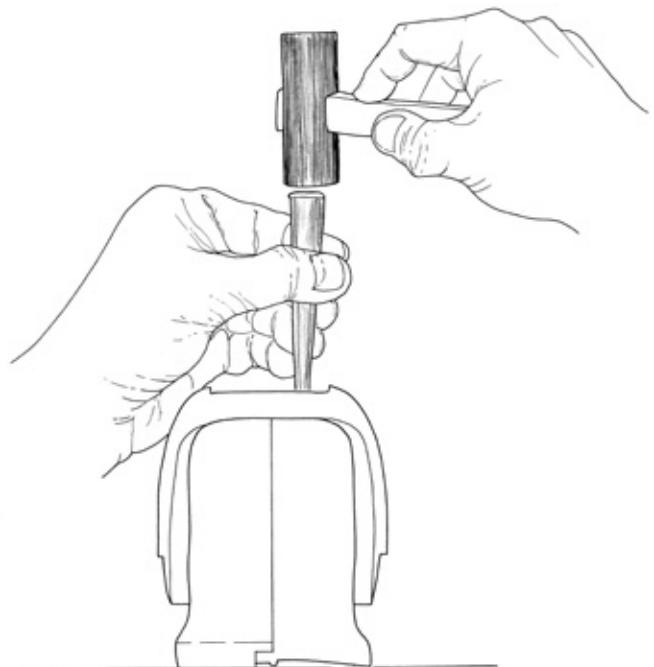
第106図 三套盆(3点分離)外観



第107図 三套盆構造模式図



第108図 三套盆箱書



第109図 円柱状品使用想定図

5) 金平糖入れの構造について

27「金平糖入れ」は本文中に図と写真で示したが、外観からどのような部品で構成されているのか、現状では確認し難いものであった。幸いにして若干外観の異なるものではあるが、松江市指定文化財幸-763が同様な構造であることが認められた(第110図)。そこでそれを参考に27の構造を、第111図で示すこととする。

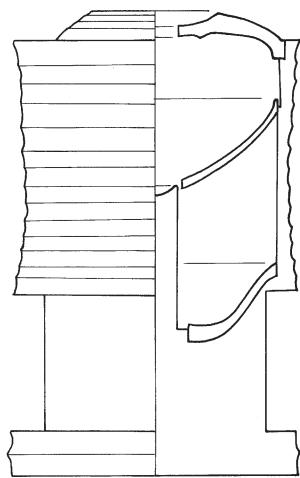
部品は①～⑥であると考えられる。

①は基部となるもので、円板状の中央に基部付近はやや太く、上方は細くなる円柱軸を共木で挽き出す。軸の上端はサジ面状に凹面となっている。

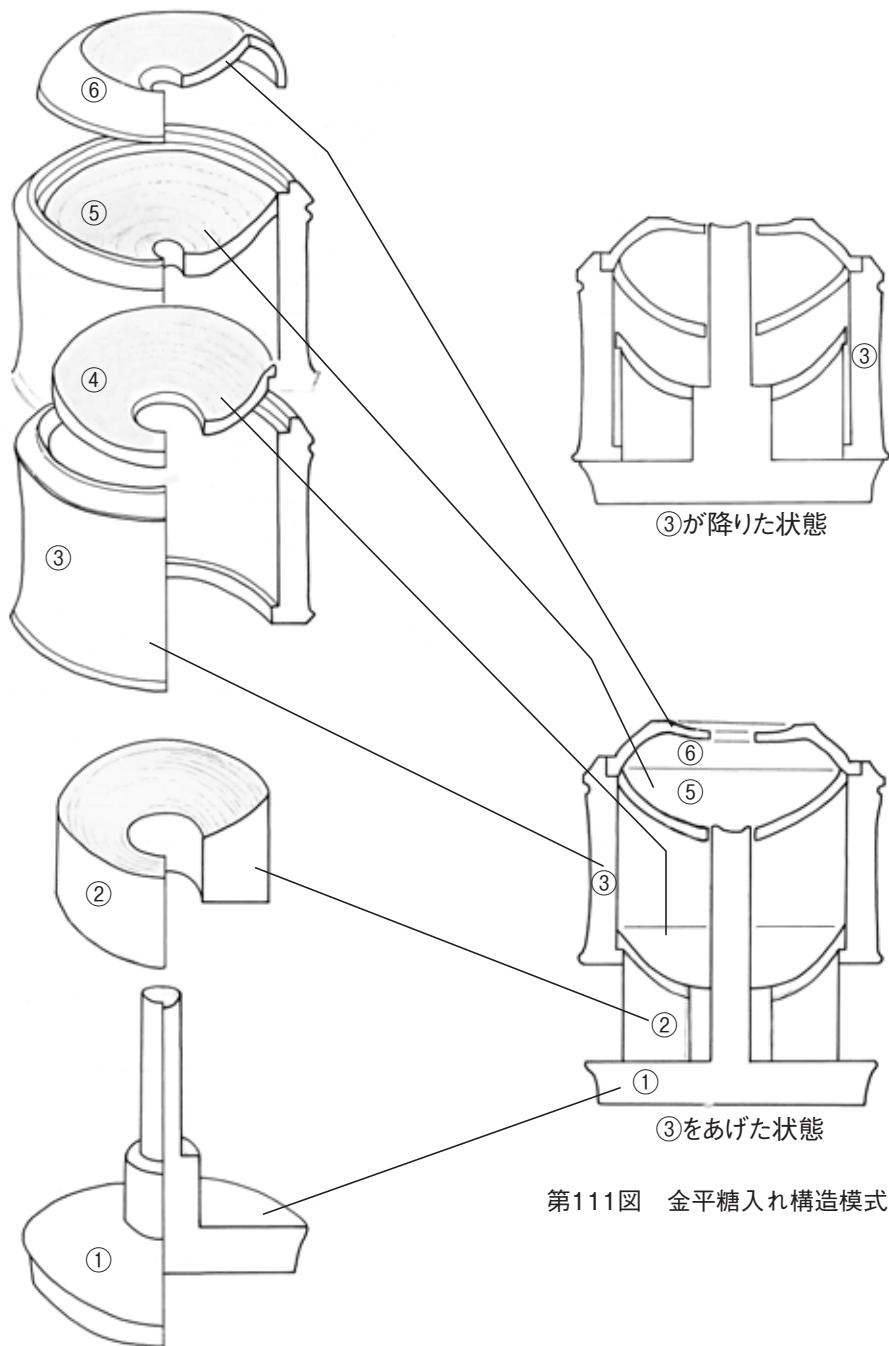
②は太い円筒状の部品で、下面是平らであるが、上面は漏斗状に中央の穴に向かって傾斜する面を持つ。この穴は、①の中央の軸のやや太く挽き出された部分の径、さらに④の中央の穴の径とも一致する。②の外径は、③の下端内面に回る突帶の内径と一致する。

組み立ては、①に②を上方から落とし込み、①と②を接着する。③の筒状の部品を、それにかぶせる。その内側に④の極めて薄く挽き出した漏斗状の部品を②の上面に接着する。この時、②の上面の漏斗状の面と④の下面とは、密着することが重要な要件である。

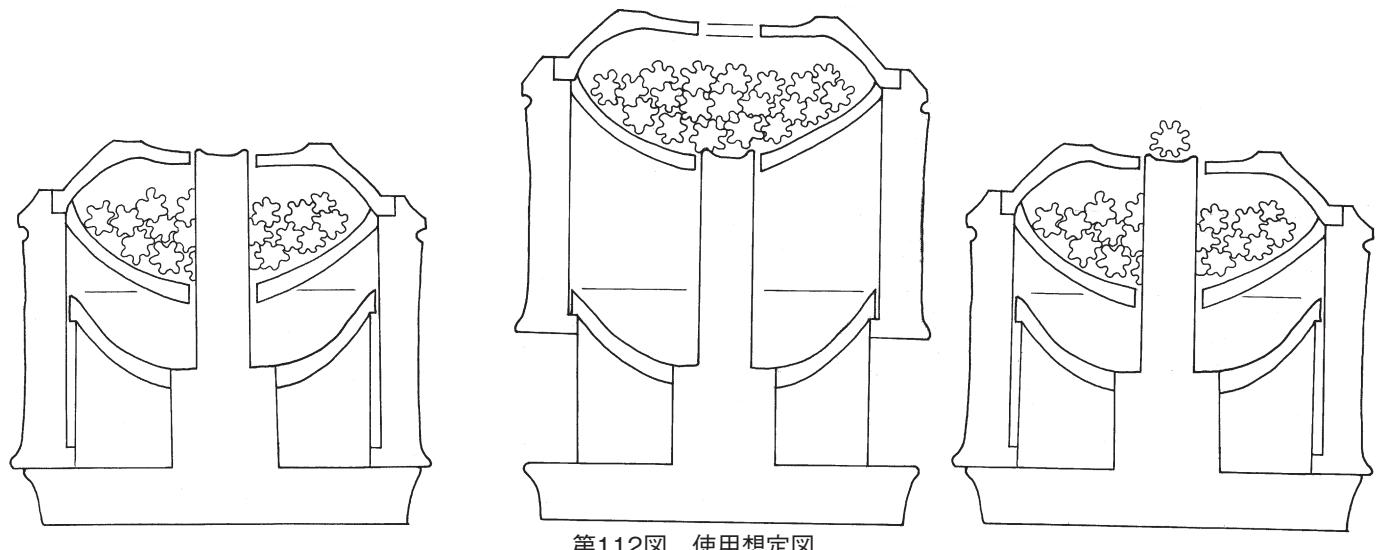
つまり、④の上縁外周端部は、一種の鍵形となっており、③の下端内面に回る突帶と接触することで、③の筒状の部品がそれ以上、上方に行くことを止める一種のストッパーの役割をはたす。したがって①・②・④は互いに固定されている必要がある。



第110図 金平糖入れ
(市指定文化財幸-763)
実測図 1:2



第111図 金平糖入れ構造模式図



第112図 使用想定図

次に③の内側上方に④の相似形である⑤を接着し固定する。⑤の中央の穴は、①の中央にある直径1cmの軸の径よりも僅かに上回るものとなっている。また内底面と軸の上端は一致する形となっている。

その上に⑥の部品を接着することにより、③・⑤・⑥を一体化する。⑤と⑥とで構成される空間が、金平糖の収納スペースとなる。③が下降りた状態（上段の図）であれば、①の軸が⑥の穴を塞ぎ、塵などの侵入を防ぐこととなる。

金平糖の納入や取り出しが⑥の中央の穴から行なう。

使用方法は、第112図に示すように③の筒を上方に持ちあげると、内部の金平糖が、⑤の漏斗状の傾斜面を伝って中央に寄る。①の上端凹形の上に乗り、③を下方に下げることで⑥の中央の穴から金平糖が顔を出すこととなる。

6) 「印」について

印については、これまで実見する機会がなかったが、松江市内の個人が「二代小林幸八の印」を所有していることが判明し第113図に紹介する。（以下は113図左からの順番）。

1は、鉄製で長さ5.6cm・幅1.5cm・厚1.2cmである。印面は縦長の大きな瓢を陽刻し、その内に「幸」の一字を配置する。

2は、鉄製で上下両端を細くし、中央の断面は正方形となっている。長さ6.1cmで、中央は幅・厚ともに1cmである。印面は楕円形に近い瓢形の枠を陽刻し、その内に「幸」の一字を配置する。枠である瓢の輪郭は、上・下ともに途切れています。途切れた枠の両端は、互いに丸味を持って向かい合う。使用例としては盆の裏面への刻印や収納箱に署名とともに捺印される。

2は、鉄製で上下両端を細くし、中央の断面は正方形となっている。長さ6.1cmで、中央は幅・厚ともに1cmである。印面は楕円形に近い瓢形の枠を陽刻し、その内に「幸」の一字を配置する。枠である瓢の輪郭は、上・下ともに途切れています。途切れた枠の両端は、互いに丸味を持って向かい合う。使用例としては、棗などの小品などに刻印される。

3は真鍮製と思われ、淡い黄色を呈す。上部は断面隅丸四角形、印面方向に徐々に絞り込む形となっている。長さは7cm、上部は一辺1cm、厚5mm、幅7mmとなっている。

印面は外縁を瓢形に加工し、中央に文字を陰刻する。ただし文字が小さいうえ、鮮明さを欠き、かろうじて「幸八」（瓢形白文）と判読できる。

4は木製の柄が付く焼印である。柄は長さ7cm、柄尻は半球形に加工され径1.7cm、先端部は徐々に細くなり、径1cmとなる。印は銅製と思われ、茎部は2mmと細く、印面まで4.3cmである。印面は瓢形の輪郭の中央に「幸」の一字を陽刻する。瓢形の輪郭は上下が途切れています。柄の材質は、黒柿か黒檀であろう。

5も木製の柄が付く焼印である。柄は長さ9.5cm、柄尻は半球形に加工され、径2cm、先端部は徐々に細くなり、



第113図 印 外観

径1.3cmとなる。柄の材質は、黒柿か黒檀であろう。

印は銅製と思われ、厚7mm、幅1cmの断面長方形となっている。印面まで10cmである。印面は瓢形の輪郭の中央に縦長の「幸」の一字を陽刻する。瓢形の輪郭は上下が途切れています。1に似るが、印面の大きな特徴は、瓢形を示す輪郭の上部の途切れ端部が、互いに上方向に反りかえり、瓢の口にあたる部分が徳利の口のようにみえることである。

7) 刻印の分類と検討

印面には、瓢の形態や書体に若干の違いが見られる。

刻印・捺印の比較検討に際しては、まず刻印及び捺印部分の撮影を行ない、同じスケールにプリントアウトしたものの輪郭をトレースして行なった。以下印面の大小、文字の書体などから、大型で縦長のものA-1・A-2の二種に、瓢が小判形に近い中間サイズのものをBとした。

さらに小形をCとし、文字が白文となっているものをDとした。以上を整理すると

第114図 1 …… (A類-1)

同図 5 …… (A類-2)

同図 2 …… (B類)

同図 4 …… (C)

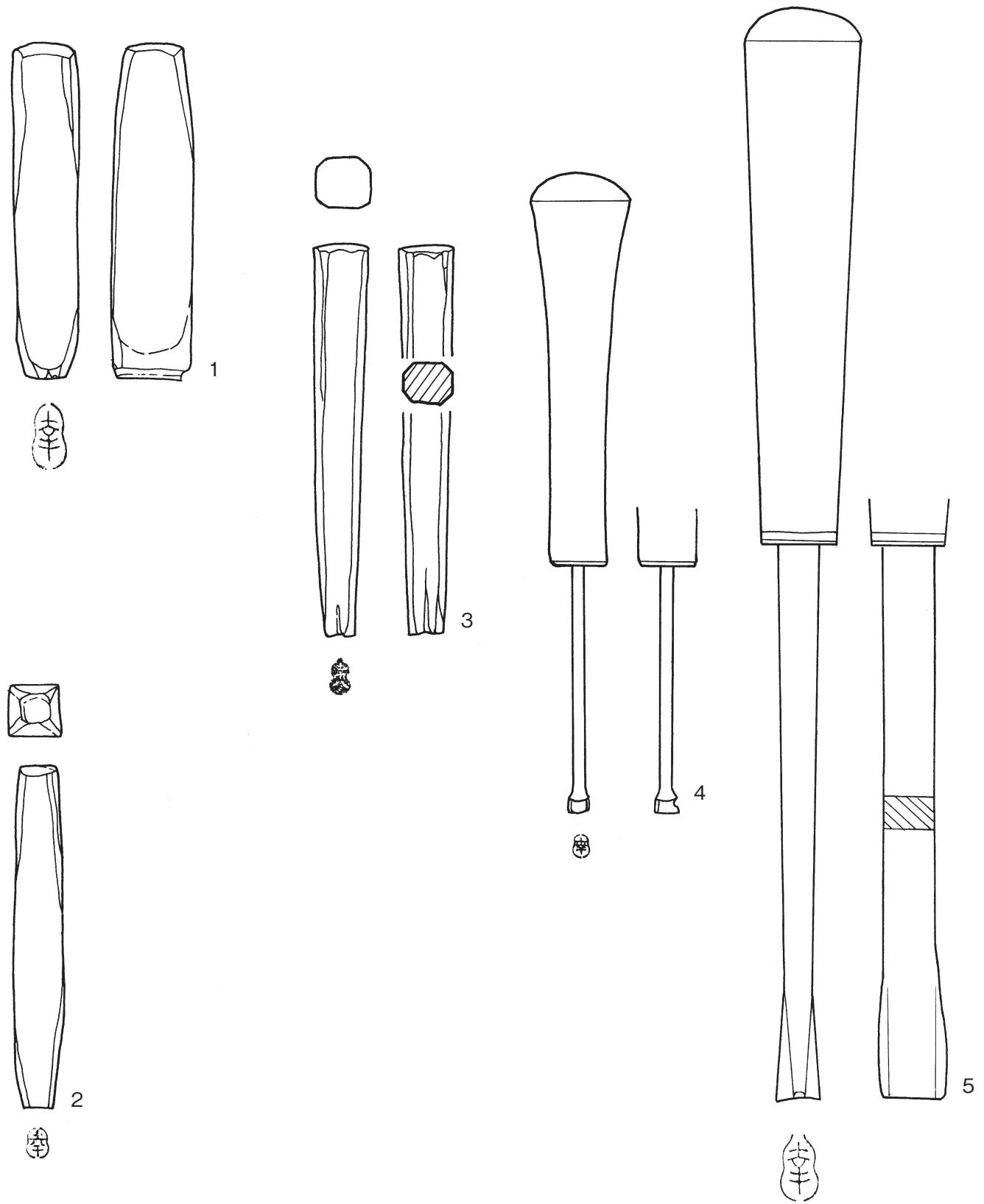
同図 3 …… (D) となる。

今回の出展の棗など小形の作品の刻印は同図の2の鉄製のもので、B類とした。C類及びD類については、出展作品にはみられなかった。

前述したようにA類-1とA類-2の違いは、瓢形輪郭線の途切れのおさまり方にあるが、もう一つは、「幸」の文字の3画の横線が、A類-1は2画と接する位置で屈曲した形となっているのに対し、A類-2は下に向かって若干弧を描くよう見えることである。

この他、両者の印面を見ると、瓢形の枠に「幸」の文字は接していないが、箱書きに捺印されたものを見ると、文字の2画が接する例が多い。この点は、印肉の滲みによる可能性が高く、A類-3を設定すべきか否かは今後の課題である。

以上、個人所蔵の印は大小5種があるが、今回出展の作



第114図 印実測図 1:1

品のなかに、「二代幸八」の箱書とともに前述の刻印の使用が確認できたのは、A類-1、A類-2、B類の3種であった。この他県立美術館所蔵の「虫蒔絵棗」がC類としたものに該当する。

今回、刻印の実物に接したこと、前回『しまねミュージアム協議会共同研究紀要』第2号で述べた八雲町以外の作品に見られる刻印の問題について再度検討を行なった。

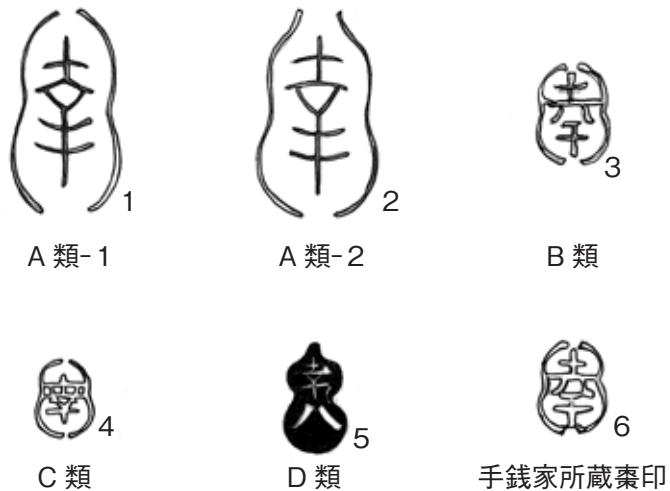
これまで手錢記念館所蔵の「秋草蒔絵棗」に付された刻印、(第114図の6)と松江市八雲郷土文化保存伝習施設所蔵資料に刻印されたものが同じ刻印であるとし、安達が二代幸八を名乗る時に先代の遺品として譲り受けた可能性を述べた。今回そのことも含め、改めて刻印の実物や捺印の痕跡などを検討する必要を感じたのであった。

以下は刻印実物の観察と、出展作品の刻印さらに、手錢記念館所蔵の「秋草蒔絵棗」に付された刻印の観察の比較である。

前述した個人所蔵印B類は、文化保存伝習施設所蔵資料の現在確認した全てがこの刻印であった。括れの少ない瓢形は、略小判に近い輪郭で「幸」の文字を囲み、輪郭は、上・下ともに途切れている。途切れた枠の両端は、互いに丸味を持って向かい合う。

これに対し、手錢記念館例は、輪郭が前述B類としたものとほぼ同じで、内部の「幸」の文字も似る。しかし最終画の縦線の下端が、途切れた輪郭の両端と接している点がB類としたものとの相違点である。

したがって両者は別ものと判断される。前号では僅かな



第115図 印面分類図

資料観察と思い込みから生じた事実誤認であったと、紙面を借りて訂正する次第である。

ところで、当初一連の作業目的は、初代小林幸八と二代幸八(安達真市)の作品について識別が可能か否かという点にあった。二代の作品は、地元八雲町地域にかなり纏って所蔵され伝えも確かであると判断され、実測や撮影などの記録が残せたことは幸運であったが、他方、初代の作品の調査については僅かにとどまったままである。両者の作品の識別という目標にはほど遠いところで筆をおくことになった。

資料提供頂いた印のA類-1、A類-2、B類、C類が、二代幸八使用のものであること、初代の印は、B類には似ているものの、異なる点を指摘したことなどにとどまった。

多くを望みながら僅かな事しか明らかにし得なかったが、この報告書が、明治終わりから昭和初めにかけて活躍した木地師・二代小林幸八の業績を見直す一助となれば幸いである。

本稿をまとめにあたり、安達修二・安達操・安達基稲垣信義・稻田治夫・岩田滋・岩田史郎・岩田稔・岩田正・川上昭一・佐々木杏里・白鹿千寿・高尾万里子・手錢白三郎・手錢裕子・濱田幸介・外谷治生・村山創達・森本悟・山本剛・渡部良和の各氏の他、外谷製紙株式会社・手錢記念館には、格別な御協力、御高配を頂きました。ここにお名前を記して御礼申し上げる次第です。

共同研究「松江、木工・漆工芸史の一側面 一二代小林幸八の仕事・その2ー」

共同研究の体制

共同研究代表者：田中和美
(松江市八雲郷土文化保存伝習施設)
共同研究者：藤間 寛
(島根県立美術館)
三宅博士
(松江市立出雲玉作資料館)

共同研究の内容

松江市八雲郷土文化保存伝習施設所蔵の木地師小林幸八に関わる資料については、前回初代幸八との接点や塗師との関わりのあるものにつき、紹介と若干の考え方を述べた。

今回は、地元の作品所蔵者の協力を得て、企画展を開催し、寄せられた情報や作品に関し、記録をとることとした。このように作品が一堂に会することも今後はない可能性が大きいものであった。作品の観察をとおして、二代幸八の技術的特徴を把握することを心がけた。

打ち合わせ、調査の記録

第1回

平成24年4月10日(火)
会場：八雲郷土文化保存伝習施設
参加者：田中・藤間・三宅
内容：展示内容の検討と調査方法

第2回

平成24年5月18日(金)
会場：島根県立美術館
参加者：田中・藤間
内容：展示会資料内容の検討

第3回

平成24年5月27日(日)
会場：八雲郷土文化保存伝習施設
参加者：田中・稻田・濱田・三宅
内容：展示資料の検討

第4回

平成24年6月4日(月)
会場：八雲郷土文化保存伝習施設
参加者：田中・三宅
内容：情報交換

第5回

平成24年6月7日(木)
会場：八雲郷土文化保存伝習施設
参加者：田中・藤間
内容：資料検討

『二代小林幸八 作品展』(前期) 開催

平成24年6月8日(金)～平成24年6月21日(木)

会場：八雲郷土文化保存伝習施設

第6回

平成24年6月20日(水)

調査地：八雲郷土文化保存伝習施設

参加者：渡部・三宅・田中

内容：実測・撮影

第7回

平成24年6月21日(木)

調査地：八雲郷土文化保存伝習施設

参加者：三宅・田中

内容：撮影

『二代小林幸八 作品展』(後期) 開催

平成24年10月12日(金)～平成24年10月25日(木)

会場：八雲郷土文化保存伝習施設

第8回

平成24年10月15日(月)

調査地：八雲郷土文化保存伝習施設

参加者：三宅・田中

内容：撮影

第9回

平成24年10月17日(水)

調査地：八雲郷土文化保存伝習施設

参加者：三宅・田中

内容：撮影

第10回

平成24年12月7日(金)

調査地：出雲市大社町「手銭記念館」

参加者：三宅・田中

内容：撮影

第11回

平成24年12月22日(土)

会場：八雲郷土文化保存伝習施設

参加者：三宅・田中

内容：原稿内容協議

第12回

平成25年1月15日(火)

調査地：市内個人宅にて〔刻印〕調査

参加者：三宅・田中

内容：撮影

第13回

平成25年3月1日(金)

会場：八雲郷土文化保存伝習施設

参加者：三宅・田中

内容：図版割り付け・図面提出

しまねミュージアム協議会規約

(名称)

第1条 本会は、しまねミュージアム協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、島根県内の人文系博物館、自然系博物館及びこれらに類する施設（以下「展示施設」という）が相互の連絡と協調を密にし、それぞれの特色ある活動を促進するとともに共同の力によってさらに広くかつ質の高い事業の展開を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次のような事業を行なう。

- (1) 展示施設共同によるPR等の情報発信
- (2) 展示施設共同の企画による展示事業等の実施
- (3) 展示施設の情報及び資料等の収集・紹介
- (4) 展示施設の管理運営に関する調査研究
- (5) 研修会・講演会の実施
- (6) 会誌その他の出版物の刊行
- (7) その他の必要な事業

(構成と会費)

第4条 本会の構成は、第2条の目的に賛同した展示施設及び関係者をもって構成する。

2 会員は次に定める会費を納めることとする。

年会費 3,000円

(役員と任期)

第5条 本会に次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 6名以上10名以内
- (4) 監事 2名

(役員の選出)

第6条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 理事と監事は、総会において選出する。
- (2) 会長と副会長は、理事会において互選する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠ける、あるいは事故ある場合はその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、会務の運営にあたる。
- 4 監事は会計その他を監査する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(会議)

第9条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会は毎年一回開催し、本会の事業及び会計、役員の選任、規約の変更等の重要事項を決定する。
- (2) 総会は会員総数の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決定する。
- (3) 理事会は、必要に応じて会長が招集し、本会の運営について協議する。

(事務局)

第10条 本会の事務局を「財團法人島根県文化振興財団」に置く。

(事務局の職員)

第11条 本会に事務局長1名及び事務局員若干名を置き、任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 事務局長と事務局員は、会長が指名する。
- 3 事務局長は、事務を総括する。
- 4 事務局員は、事務局において本会の事務を担当する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費・寄付金及び事業収入、その他をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始り、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この規約に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は平成13年6月12日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第5条の規定にかかわらず、その任期は平成15年3月31日までとする。

平成 24 年度 加盟館一覧

番号	地 域	館 名	郵便番号	住 所
1	安来市	和鋼博物館	692-0011	安来市安来町 1058
2	安来市	清水寺宝蔵	692-0033	安来市清水町 528
3	安来市	足立美術館	692-0064	安来市古川町 320
4	安来市	安来市立歴史資料館	692-0402	安来市広瀬町町帳 752
5	安来市	加納美術館	692-0623	安来市広瀬町布部 345-27
6	松江市	出雲かんべの里	690-0033	松江市大庭町 1614
7	松江市	島根県立八雲立つ風土記の丘展示学習館	690-0033	松江市大庭町 456
8	松江市	八重垣神社収蔵庫	690-0035	松江市佐草町 227
9	松江市	島根県立美術館	690-0049	松江市袖師町 1-5
10	松江市	松江市立鹿島歴史民俗資料館	690-0803	松江市鹿島町名分 1355-4
11	松江市	小泉八雲記念館	690-0872	松江市奥谷町 322
12	松江市	田部美術館	690-0888	松江市北堀町 310-5
13	松江市	メテオプラザ 松江市美保関海の学苑ふるさと創生館	690-1311	松江市美保関町七類 3246-1
14	松江市	安部榮四郎記念館	690-2102	松江市八雲町東岩坂 1754
15	松江市	松江市八雲郷土文化保存伝習施設	690-2104	松江市八雲町熊野 799
16	松江市	島根大学ミュージアム	690-8504	松江市西川津町 1060
17	松江市	松江歴史館	690-0887	松江市殿町 279
18	松江市	出雲玉作資料館	699-0201	松江市玉湯町玉造 99-3
19	松江市	モニュメント・ミュージアム 来待ストーン	699-0404	松江市宍道町東来待 1574-1
20	出雲市	出雲市立平田本陣記念館	691-0001	出雲市平田町 515
21	出雲市	宍道湖自然館 ゴビウス	691-0076	出雲市園町沖ノ島 1659-5
22	出雲市	出雲科学館	693-0001	出雲市今市町 1900-2
23	出雲市	財団法人今岡美術館	693-0005	出雲市天神町 856
24	出雲市	出雲弥生の森博物館	693-0011	出雲市大津町 2760 番地
25	出雲市	出雲民芸館	693-0033	出雲市知井宮町 628
26	出雲市	島根県花ふれあい公園 「しまね花の郷」	693-0037	出雲市西新町 2 丁目 1101-1
27	出雲市	出雲文化伝承館	693-0054	出雲市浜町 520
28	出雲市	スサノオ館	693-0502	出雲市佐田町原田 735-14
29	出雲市	出雲大社宝物殿	699-0701	出雲市大社町杵築東 195
30	出雲市	島根県立古代出雲歴史博物館	699-0701	出雲市大社町杵築東 99-4
31	出雲市	公益財団法人 手錢記念館	699-0751	出雲市大社町杵築西 2450-1
32	斐川町	荒神谷博物館	699-0503	出雲市斐川町神庭 873-8
33	斐川町	出雲キルト美術館	699-0642	出雲市斐川町福富 330
34	雲南市	永井 隆記念館	690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋 199
35	雲南市	鉄の歴史博物館	690-2801	雲南市吉田町吉田 2533
36	雲南市	加茂岩倉遺跡ガイダンス	699-1115	雲南市加茂町岩倉 837-12
37	奥出雲町	財団法人奥出雲多根自然博物館	699-1434	仁多郡奥出雲町佐白 236-1
38	奥出雲町	財団法人可部屋集成館	699-1621	仁多郡奥出雲町上阿井 1655
39	奥出雲町	財団法人絲原記念館	699-1812	仁多郡奥出雲町大谷 856-18
40	奥出雲町	横田郷土資料館	699-1822	仁多郡奥出雲町下横田 474
41	飯南町	飯南町民俗資料館	690-3207	飯石郡飯南町頓原 2084-4
42	大田市	島根県立三瓶自然館（サヒメル）	694-0003	大田市三瓶町多根 1121-8
43	大田市	石見銀山世界遺産センター	694-0305	大田市大森町イ 1597-3
44	大田市	石見銀山資料館	694-0305	大田市大森町ハ 51-1
45	大田市	熊谷家住宅	694-0305	大田市大森町ハ 63
46	大田市	仁摩サンドミュージアム	699-2305	大田市仁摩町天河内 975
47	邑南町	邑南町郷土館	696-0224	邑智郡邑南町下龜谷 210
48	邑南町	瑞穂ハンザケ自然館	696-0224	邑智郡邑南町上龜谷 475
49	江津市	江津市郷土資料館	695-0011	江津市江津町 995
50	江津市	今井美術館	699-4226	江津市桜江町川戸 472-1
51	江津市	江津市水ふれあい公園水の国 MUSEUM 104°	699-4505	江津市桜江町坂本 2025
52	浜田市	歯の歴史資料館	697-0004	浜田市久代町 1-8
53	浜田市	しまね海洋館（アクアス）	697-0004	浜田市久代町 1117-2
54	浜田市	石見安達美術館	697-0004	浜田市久代町 1655-28
55	浜田市	浜田市世界こども美術館	697-0016	浜田市野原町 859-1
56	浜田市	浜田市浜田郷土資料館	697-0024	浜田市黒川町 3746-3
57	浜田市	浜田市金城歴史民俗資料館	697-0211	浜田市金城町波佐イ 438-1
58	浜田市	浜田市金城民俗資料館	697-0211	浜田市金城町波佐イ 426-1
59	浜田市	浜田市立石正美術館	699-3225	浜田市三隅町古市場 589
60	益田市	益田市立雪舟の郷記念館	698-0003	益田市乙吉町イ 1149
61	益田市	萬福寺雪舟庭園	698-0004	益田市東町 25-33
62	益田市	益田市立歴史民俗資料館	698-0005	益田市本町 6-8
63	益田市	医光禪寺	698-0011	益田市染羽町 4-29
64	益田市	島根県立石見美術館	698-0022	益田市有明町 5-15
65	津和野町	日原天文台	699-5207	鹿足郡津和野町枕瀬 806-1
66	津和野町	杜塾美術館	699-5604	鹿足郡津和野町森村イ 542
67	津和野町	葛飾北斎美術館	699-5605	鹿足郡津和野町後田口 254
68	津和野町	津和野町立安野光雅美術館	699-5605	鹿足郡津和野町後田イ 60-1
69	津和野町	森 鳴外記念館	699-5611	鹿足郡津和野町田イ 238
70	海士町	海士町後鳥羽院資料館	684-0403	隱岐郡海士町海士 1521-1
71	隱岐の島町	隱岐自然館	685-0013	隱岐郡隱岐の島町中町（隱岐ポートプラザ 2F）
72	隱岐の島町	隱岐郷土館	685-0311	隱岐郡隱岐の島町郡 749-4
73	松江市	財団法人島根県文化振興財団	690-0887	松江市殿町 158
74	松江市	島根県古代文化センター	690-0887	松江市殿町 8 島根県庁南庁舎 1 階

しまねミュージアム協議会共同研究紀要投稿規定

I 趣旨

平成13年設立のしまねミュージアム協議会は、県下加盟館が相互に連携を深めるとともに、広範な情報交換や現状分析を行なながら歩んできた。しかし平成の大合併後の低迷や百年に一度と言われる世界的経済恐慌の中での施設運営は極めて困難な状況を呈している。

そのような現状の中にあっても、加盟館に勤務する職員の間には共通の問題意識や研究テーマが潜在しており、それらを共同研究の形で取りまとめることは地域の活性化にも寄与するものと考えられる。そこでしまねミュージアム協議会では、共同研究紀要を発刊することとする。

II 投稿の対象

投稿の対象は以下の条件を満たしたものとする。

1. 研究テーマは、しまねミュージアム協議会の設立趣旨に沿うものであること
2. 研究テーマは未発表で、地域において発展性に期待がもてるものであること
3. それぞれの分野において、基本文献となるようなものをめざすこと
4. 研究テーマについては、2館以上の加盟館の連携による共通テーマとして設定されるものであること
5. 共同研究代表者は、しまねミュージアム協議会加盟館の職員であること
6. 共同研究者には、加盟館の職員が推薦した者を加えることが出来る

III 投稿の様式、紙数

1. 原稿の入稿はパソコンで入力したものに限る
 - ・横書きの場合 1頁 26字×44行の左右2段組み（1頁2288字）
 - ・縦書きの場合 1頁 42字×28行の上下2段組み（1頁2352字）
2. 各号の総頁数はおよそ40頁から80頁を想定しているため、他の採用論文との兼ね合いで、紙数を調整する場合があるが、30項程度を目安とする。
3. 原稿のレイアウトについては、共同研究者で調整の上入稿のこと

IV 原稿の採否について

1. 採否及び編集は編集委員会が決定する
2. 投稿については、7月上旬までに以下の別紙様式に記入の上、事務局まで申請のこと
また原稿の提出は1月31日とする
3. 採用は頁数の関係もあるが各年度、概ね1～3研究とする

V 原稿の投稿及び連絡先

〒690-0033 松江市大庭町456 島根県立八雲立つ風土記の丘内

しまねミュージアム協議会事務局 研究紀要編集委員会

TEL 0852(23)2485

FAX 0852(23)2429

**しまねミュージアム協議会
共同研究紀要 第3号**

発行：しまねミュージアム協議会
平成25年3月30日

Shimane Museum Association

